

令和3年第5回

置戸町議会定例会会議録

令和3年9月15日開会

令和3年9月16日閉会

置戸町議会

令和3年第5回置戸町議会定例会（第1号）

令和3年9月15日（水曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第46号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 5 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第44号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 認定第 1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第 2号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第 3号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 認定第 4号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 認定第 5号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第19 認定第 6号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第20 認定第 7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 報告第 7号 令和2年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第22 報告第 8号 例月出納検査の結果報告について

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
(諸般の報告)
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 行政報告
- 日程第 4 議案第 46号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
- 日程第 5 議案第 37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 10 議案第 42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 11 議案第 43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第 12 議案第 44号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 13 議案第 45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)
- 日程第 14 認定第 1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 認定第 2号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 認定第 3号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 認定第 4号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 18 認定第 5号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 19 認定第 6号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 20 認定第 7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 21 報告第 7号 令和2年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 日程第 22 報告第 8号 例月出納検査の結果報告について

○出席議員(8名)

- | | | | |
|----|--------|----|--------|
| 1番 | 石井伸二議員 | 2番 | 小林満議員 |
| 3番 | 阿部光久議員 | 4番 | 佐藤勇治議員 |
| 5番 | 澁谷恒壹議員 | 6番 | 高谷勲議員 |
| 7番 | 嘉藤均議員 | 8番 | 岩藤孝一議員 |

○欠席議員(0名)

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長	深川正美	副町長	蓑島賢治
会計管理者	岡部信一	企画財政課長	坂森誠二
総務課長	鈴木伸哉	総務課参与	福手一久
町民生活課長	渡邊登美子	産業振興課長	五十嵐勝昭
施設整備課長	名和祐一	地域福祉センター所長	石森実
総務課総務係長	鈴木良知	企画財政課財政係長	菅原嘉仁

〈教育委員会部局〉

教育長	平野毅	学校教育課長	大戸基史
社会教育課長	須貝智晴	森林工芸館長	小野寺孝弘
図書館長	遠藤薫		

〈農業委員会部局〉

事務局長 田中耕太

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴木伸哉(兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小鷹浩昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	今西美紀子	議事係長	藤吉勇太
臨時事務職員	中田美紀		

◎開会宣言

○岩藤議長 ただいまから、令和3年第5回置戸町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって3番 阿部光久議員及び4番 佐藤勇治議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 今期定例会に町長から提出された議案は、次のとおりです。

- ・ 議案第37号から議案第46号。
- ・ 認定第1号から認定第7号。
- ・ 報告第7号。

今期定例会までに受理した監査委員からの報告は、次のとおりです。

- ・ 報告第8号。

今期定例会に議案等説明のため出席を求めた者及び委任を受けて出席する者は、お手元に配付した名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 次に、一部事務組合の会議について、組合議員から報告を行います。

北見地区消防組合議会。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 北見地区消防組合議会結果報告いたします。去る令和3年7月13日招集の第1回定例北見地区消防組合議会の結果について報告します。

初めに、会議録署名議員の指名を行い、会期を7月13日の1日間と決定いたしました。

次に、本会議に提案された議件は、3件であります。

初めに、議案第1号 令和3年度北見地区消防組合一般会計補正予算については、歳入歳出それぞれ1,928万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を29億9,878万9,000円とするものであります。置戸町関係分については、歳入のみの補正で、本年6月の置戸町定例議会で総務課参与から説明のありました、繰越金の411万3,000円の増額と消防組合負担金の411万3,

000円の減額であります。

次に、議案第2号 財産の取得については、現在、消防署に配備している高規格救急車の更新整備で、取得価格が3,597万円の契約金額のため、3,000万円を超えることにより、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求められたものであります。

次に、報告第1号 損害賠償の額を定め和解することにかかる専決処分については、救急ワークステーション車庫内において、相手方車両を破損させたものに係る賠償につきまして、和解及び賠償額について合意されたことから、地方自治法の規定による報告であります。

以上、辻管理者より提案理由の説明がなされ、その後、議案第1号から報告第1号までに対する質疑、討論を行い、原案のとおり可決・承認されました。

なお、審議の内容につきましては、配付の資料のとおりであります。

以上、北見地区消防組合議会の結果報告といたします。

令和3年9月15日、報告者、佐藤勇治。

○岩藤議長 これでは、諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 会期の決定

○岩藤議長 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月17日までの3日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月17日までの3日間に決定しました。

◎日程第 3 行政報告

○岩藤議長 日程第3 町長から行政報告の申し出があります。

発言を許可します。

町長。

○深川町長〔登壇〕 9月定例会の冒頭2点についてご報告いたします。

まずは、本年の気象状況及び農作物の育成状況について報告します。

本年も1月上旬まで本格的な降雪が見られず、昨年につき土壤凍結が進みました。2月から3月にかけては気温の高い日が多く、4月に入ってから高気圧と低気圧が交互に通過し、また、5月に入っても気圧の谷や低気圧の影響で降雨日が多く、気温も平年より低く推移しました。

一部の地区では、作付け直後の降雹や5月末には、短時間ではありましたが局地的な降雨もありましたが、6月に入ってから高気圧に覆われ、晴天が続き気温もかなり高く推移して各作物とも植付け作業は順調に進めることができました。

6月中旬以降も引き続き好天に恵まれるなど、全般的には農作物の育成及び農作業は順調に進んで

きましたが、7月中旬から8月上旬にかけては連日30度超え、さらには35度を超える記録的な猛暑が続き、その間、ほとんど降雨がなく、干ばつ傾向が顕著となりました。その後、8月10日には発達した低気圧の影響で130ミリ程の大雨が降りましたが、干ばつにより一部作物では収量、作柄に影響を受けております。8月後半からは本格的な収穫時期を迎えていますが、全般的には平年並みに農作業が進んでおります。

9月1日現在の主要農作物の育成状況につきましては、お手元に配付の資料のとおりではありますが、その概要を申し上げます。

秋まき小麦から報告いたします。

昨秋は平年より早く播種を終え、天候はおおむね順調で推移し、12月下旬までまとまった降雪は見られず、土壌凍結は平年より進みました。年明け後の降雨は平年並みで春を迎え、雪腐病の発生はほとんどありませんでした。起生期は平年より3日ほど早く、4月下旬の低温・降雪の影響も受けましたが、幼穂形成期、止葉期、出穂揃期も平年並みでございました。

6月下旬以降は高温で推移し、成熟期、出穂期から成熟期の登熟日数は6日ほど早まり、収穫作業は順調に進み、平年より早く収穫作業を終えております。反収は昨年より115キロ多い736キロ、製品歩留は昨年には及ばず82.8%との見込みとなり、作柄はおおむね平年並みとなっております。なお、縞萎縮病の発生が見られましたが、心配された、なまぐさ黒穂病は確認されておられません。

春まき小麦は、播種作業も順調に進み、秋まき小麦同様、十分な登熟期間を確保できております。反収あたりでは昨年より26キロ少ない440キロ、製品歩留は75.2%の見込みとなっております。

高級菜豆は、播種、発芽、開花期とも平年並みに生育が進みましたが、播種期に一度雨が降った地区があり、遅れも一部見受けられました。7月中旬以降の高温の影響により、多くの圃場で落花・落葉が見られ、収量の減少が予想されております。

たまねぎは、ハウス内の播種作業、移植作業も好天に恵まれ、移植終は5月13日と平年並みに進み、その後の育成はおおむね順調に進みましたが、6月から7月にかけての干ばつにより、球径も7.1センチと平年よりもやや小さく、変形も見られております。収量は反収5.0トンを見込んでおります。

牧草の1番草につきましては、萌芽期以降、適度な降雨も得られ順調に生育し、収穫期も好天に恵まれたことから、7月6日に収穫を終えており、収量は反当たり2,458kg、平年比104%で品質も良好でありました。しかし、2番草は収穫中でありまして、一部3番草を刈ってる方もおられますが、2番草は高温少雨の影響により再生の遅れや夏枯れが発生し、平年の50%程度の大幅な減収と予想してございます。

飼料用とうもろこし、デントコーンにつきましては、播種作業も好天に恵まれ、出芽も良好に進みました。期間中高温で推移し、草丈は思ったより良く平年並みとなっております。

すいません。順番からいきましたら、ばれいしょを飛ばしましたが、デントコーンを先に報告いたします。子実の育成につきましては、7月以降の高温少雨により圃場間の生育差が大きいのですが、不稔は少なく、有効雌穂数も多めの傾向となっております。

飛ばしましたところをご報告いたします。

ばれいしょは、植付け作業が平年並みに始まりましたが、ゴールデンウィーク中の天候不順により作業全体やや遅れております。霜にあたった圃場も一部ありましたが、その後の好天により萌芽期、着蕾期でおおむね順調に推移しております。6月上旬以降、7月上旬を除いては気温は極めて高く、降水量は少なく土壌が乾燥していたため、茎長は平年を下回り、7月下旬以降さらに高温少雨で、茎葉黄変期は平年並みでありましたが、茎葉の枯れ上がりが目立つ圃場が散見されておりました。収穫作業は平年並みに始まり、現在のところ全般的にやや小玉で個数が多い傾向にありますが、規格内収量はおおむね平年からやや下回る見込みとなっております。

次に、てんさいについて申し上げます。

移植栽培につきましては、育苗、移植時期ともに天候に恵まれ、平年並みに進みました。その後も順調に育成が経過いたしました。高温少雨により葉の痛みが目立ってまいりました。しかし、8月中旬の降雨から育成は回復傾向に進んでおり、褐斑病やヨトウガ害虫などの発生も抑えられ、作況圃における根周は、現在29.4センチと順調に育成してございます。直播栽培は、4月が温暖で推移したことから耕期が進み、播種期、播種終、出芽期は平年並みとなり、根周は27センチと、その後の生育は移植てん菜同様に平年並みを維持しております。本年の収量は、移植で反収6.2トン、直播で5.2トンを見込んでおります。

以上、順番がちぐはぐになりましたが、農作物の作況報告といたします。

続きまして、令和3年度国及び北海道直轄の事業概要について報告を申し上げます。

お手元の資料をご参照ください。

網走開発建設部及びオホーツク総合振興局の本町にかかる直轄事業について、一部未発注、未着工、未完成事業含めた今年度の事業をまとめましたので報告します。

はじめに、網走開発建設部北見道路事務所が所管している国道及び橋梁事業は、拓殖橋補修など一般国道242号線の維持補修工事で計7件、1億8,515万2,000円となっております。北見河川事務所所管の常呂川維持工事では3件、3,860万円。合わせまして網走開発建設部の事業は10件、2億2,375万2,000円で維持補修が進められております。

次に、裏面の北海道オホーツク総合振興局、網走建設管理部所管事業、道路橋梁関係で、本別留辺蘂線の改良工事1件、2,804万3,000円。橋梁補修工事4件、2億4,567万8,000円。河川工事は、ホロイツチャン及びオンネアンズ川の掘削や伐木で、1,200万円が予定されております。北海道の道路河川事業合わせまして7件、2億8,572万1,000円の事業が進められております。

次のページ、林務課所管の事業につきましては、山地防災情報共有体制整備工事で危険地区看板設置が行われております。

最後のページにお進みください。オホーツク振興局、中部耕地出張所の事業についてでございますが、水利施設と保全高度化事業といたしまして、農地整備事業、担い手育成型による面整備及び補償3件、1億4,844万4,000円。次に、農地中間管理機構関連農地事業による拓実南北の面整備4件、2億1,923万円。幸岡地区の農道整備事業の調査設計、1,358万5,000円。計8件、3億8,125万9,000円で事業が進められております。

以上、国及び北海道の直轄事業は全部で26件、事業費総額8億9,109万2,000円となっ

ております。

本年度は、拓実地区農地中間管理機構事業、面工事等の事業量の増により事業費ベースでは、昨年度比105.2%、4,438万6,000円の伸びとなっております。

以上、本町における現在まで報告を受けております国及び北海道の所管事業の概要についての報告といたします。

○岩藤議長 町長の行政報告に対して質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで行政報告を終わります。

◎日程第 4 議案第 4 6 号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

○岩藤議長 日程第 4 議案第 4 6 号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを議題とします。

本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第 4 6 号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の策定につきましては、企画財政課長より説明いたします。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第 4 6 号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について説明をいたします。

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づき、置戸町過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり策定するものでございます。

計画策定に関しての経過等を申し上げます。

前回の平成 22 年 4 月 1 日に施行されました過疎地域自立促進特別措置法は、その後発生した、東日本大震災によって被災市町村において過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業の進捗に大幅な遅れが生じることが想定されることから、その有効期限が令和 3 年 3 月 31 日まで延長されておりました。そして、令和 3 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで 10 年間の時限として新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定されました。本町におきましても、現在の計画期間が令和 2 年度で終了しておりますことから、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間の計画期間とする、置戸町過疎地域持続的発展市町村計画を策定することとし、8 月 26 日付けで、特別措置法第 8 条第 7 項の規定に基づく北海道との協議が整いましたので、今定例会に提案をさせていただくものでございます。この計画を策定することで国からの支援策は、過疎対策事業債の発行が可能となるほか、国庫補助率のかさ上げ、市町村道や下水道整備の都道府県代行制度などがございます。

それでは、置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の概要についてをご説明いたしますので、別紙、置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の目次をお開きいただきたいと思います。

初めに、置戸町の概要、人口及び産業の推移と動向、行財政の状況などの基本的な事項を記載し、

次からは、2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成を初めといたしまして、13. その他地域の持続的発展に関し必要な事項までの12項目にわたりましてそれぞれ、1. 現状と問題点。2. その対策。3. 計画。4. 公共施設等総合管理計画等との整合について記載をしております。1ページからの計画内容の詳細につきましては、説明を省略させていただきますけれども、本計画は第6次置戸町総合計画を基本とし、事業につきましては、令和3年度から7年度まで実施計画書の中から過疎対策事業債の対象となる事業を中心に策定をしたところでございます。

なお、別紙で説明資料といたしまして、この策定内容の概要と、それから別冊で、参考資料といたしまして、令和3年度から令和7年度までの事業名、事業内容、概算事業費を記載した事業計画を添付しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

以上で、議案第46号の説明を終わります。

○岩藤議長 これでは、議案第46号の提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

議案第46号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について。

質疑はありますか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 今までは、過疎振興計画だとかってという名前だったと記憶しているんですが、今回から持続的発展市町村計画って、どういうふうにな名前が変わったのか、ちょっとお知らせ願いたいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 実は、この過疎計画を作るという大元の国の基本となります、措置法の名前が、名称がですが、今回から過疎地域の持続的発展の支援に関するという名称に変わりました。以前の過疎計画という部分で言いますと、今までは過疎地域自立促進特別措置法という、いわゆる自立という部分を名称にしていたんですけども、今回、国の考えといたしましても、過疎地域が今後持続的に発展をするための支援ということでの位置付けとなって新しく制度が作られたものでございます。

この計画の内容として、実は、国の今回、持続的発展の支援という形での計画として、一番先になんですけども、この目次の順番も実は一部違っておまして、今回、一番先にくる事業といたしましては、移住・定住・地域間交流、これが一番先にきています。今後、本町もそうでございますが、過疎地域が持続していくためには、やはりこの人口減少を食い止めるというようなことが最重要されているというところでの名称の変更になったというところでございます。

○岩藤議長 ほかに質疑はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第46号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の策定についてを採決します。
議案第46号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第46号 置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の策定については、原案のとおり可決されました。

◎日程第 5 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する
条例の制定についてから

◎日程第13 議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計
補正予算(第1号)まで

————— 9件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第5 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから日程第13、議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの9件を一括議題とします。

本案に対し提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長〔自席〕 ただいま議題となりました議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定につきましては、総務課長より説明いたします。また、議案第45号、令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算につきましては、施設整備課長より説明いたします。なお、この間の各議題につきましては、それぞれ所管する課長より説明いたします。

〈議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について〉

○岩藤議長 まず、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第37号について説明いたします。

議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について。

置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例を次のとおり制定する。

令和2年6月の公職選挙法改正により、町村議会議員選挙においては、選挙運動用ビラの配布を解禁。選挙運動用自動車、ポスター、ビラの公費負担。供託金制度の導入。町村長選挙においては、選挙運動用自動車、ポスター、ビラの公費負担が認められることとなりました。このうち、選挙運動用自動車の使用。選挙運動用ビラの作成。選挙運動用ポスターの作成について、公費負担をする場合、条例でこれを定める必要があることから、今回提案するものでございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明いたしますので、議案第37号説明資料、置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例をご覧ください。カラー刷りのA4横の資料となります。

上段、制度改正のポイントは、先ほどご説明したとおりでございます。中段、左側、選挙運動用自動車の公営規定ですが、条例第4条関係の規定となりますが、①選挙運動用自動車の借り上げとして、ハイヤー契約をした場合は、1日1台で、1日当たり上限を6万4,500円とします。ハイヤー契約によらない場合、例えば、レンタカーを借りる場合などですが、この場合は、1日1台で1日当たり上限、1万5,800円と規定します。②選挙運動用自動車の燃料については、立候補の届け出をした日から選挙の期日の前日までの日数に、7,560円を乗じた額を上限といたします。③選挙運動用運転手の雇用は、1日1人で1日当たり上限、1万2,500円とします。次に、真ん中、選挙運動用ビラの公営規定ですが、条例第8条関係の規定となりますが、①ビラの作成単価を1枚当たり、7円51銭を上限と規定します。②作成枚数の限度ですが、これは公職選挙法に規定されておりますが、議員の場合は、1,600枚。町長の場合は、5,000枚が上限となります。次に、選挙運動用ポスターの公営ですが、条例第11条関係の規定となりますが、作成単価の限度額を1枚当たり2,000円を上限とします。作成枚数は、ポスター掲示場の数の1.2倍とし、本町のポスター掲示場は、24箇所となりますので、28枚が公費負担の限度枚数となります。最後に、下段、選挙公営の基本的な考え方ですが、1. 有償契約を締結すること。公営制度の適用を受けるためには、それぞれの業者等との間で有償契約を結ぶ必要があります。2. 供託物没収者については、事業者は公費負担の請求はできません。これらの公費負担制度は、候補者が各手続きや届出等を行った後に、最後に有償契約をした事業者等が直接選管に費用の請求を行う形となりますが、公職選挙法第93条に規定する、得票数に満たなかった場合は、候補者本人が全額自己負担することとなります。3. 公費負担にはそれぞれに上限が設定されてますので全額公費負担となりません。

それでは、本議案にお戻りください。

第1条は、趣旨規定となります。

第2条から、次のページをお開きください。右側、第5条までは、選挙運動用自動車の使用に関する規定。第6条から第8条は、選挙運動用ビラの作成に関する規定。次のページ、第9条から第11条は、選挙運動用ポスターの作成に関する規定。第12条は、委任規定となっております。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

以上で、議案第37号の説明を終わります。

〈議案第38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。
総務課長。

○鈴木総務課長 議案第38号につきましてご説明いたします。

議案第38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。

置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年条例第22号）の一部を次のように改正する。

今回の改正理由ですが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により番号法の一部改正があったことから、引用条項を整備するものでございます。

改正内容をご説明いたしますので、議案第38号説明資料、置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

第1条中第19条第10号を第19条第11号に改める規定の整備を行うものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第38号の説明を終わります。

〈議案第39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第39号につきましてご説明いたします。

議案第39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例。

置戸町情報公開条例（平成15年条例第1号）の一部を次のように改正する。

今回の改正理由ですが、本町を含む管内13町村4組合により、共同で設置されておりますオホーツク町村公平委員会におきまして、同委員会が管理する公文書に係る情報公開関係規定の整備を行うこととなりました。普通地方公共団体が共同で設置する委員会は、地方自治法の規定により、その権限に属する事務の管理及び執行に関する法律等の適用については、それぞれの団体の者が適用されることとなることから、置戸町情報公開条例第2条第3号に定める実施機関に公平委員会を加える一部改正を行うものでございます。

本議案をご覧ください。

第2条第3号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、公平委員会」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第39号説明資料、置戸町情報公開条例の一部を改正する条例新旧対照表は、後ほどご確認願います。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

〈議案第40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

総務課長。

○鈴木総務課長 議案第40号につきましてご説明いたします。

議案第40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

置戸町個人情報保護条例（平成15年条例第2号）の一部を次のように改正する。

今回の改正理由ですが、先程、議案第38号でご説明しました、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行及びデジタル庁設置法の施行に伴う引用条項の改正と議案第39号でご説明しました、実施機関に公平委員会を加える改正が必要となったことから、主要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、議案第40号説明資料、置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

右が現行、左が改正案となります。

第2条第5号中「固定資産評価審査委員会」の次に「、公平委員会」を加え、第23条の2中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第19条第7号」を「第19条第8号」に、「同条第8号」を「同条第9号」に改めるものでございます。

本議案にお戻りください。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第40号の説明を終わります。

〈議案第41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第41号につきましてご説明いたします。

議案第41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例（昭和58年条例第14号）の一部を次のように改正する。

今回、改正する内容は、過疎地域自立促進特別措置法が期限を迎え、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等が施行されたことに伴い、過疎地域における産業の振興を効果的に促進するため、同法に基づく固定資産税の課税の特例の対象となる業種、設備投資の追加及び適用期間について条例の一部を改正するものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、別紙、議案第41号説明資料をご覧ください。A4縦の資料となります。

今回の改正は、業種や取得費など、一定の要件のもと、事業者が行った設備投資に係る固定資産税の特例事項を定めるもので、今定例会において可決いただきました、議案第46号による、置戸町過疎地域持続的発展市町村計画に産業振興促進区域において振興すべき業種として定められた、事業の

用に供する設備等を取得した者に対し、固定資産税の課税を免除するものでございます。資料左側が改正前、右側が改正後となります。対象業種につきましては、製造業、旅館業、農林水産物等販売業に加え、新たに情報サービス業等が追加となりました。また、取得価格につきましては、2,700万円を超えるものが該当となっておりますが、今回、500万円以上に引き下げられ、製造業及び旅館業につきましては、資本金の規模に応じ取得価格が変更となりました。対象となる設備につきましては、事業の用に供する機械、装置、建物、附属設備等で、取得または制作もしくは建設とし、建物等については改修等のための工事による取得または建設が含まれます。

なお、資本金の額が5,000万円を超える法人につきましては、新設または増設に係る取得のみが対象となります。適用期間につきましては、令和6年3月31日までに取得等をした者が対象となり、課税免除期間につきましては、3か年となります。

以上で、今回の法改正に伴う条例の改正につきまして説明を終わりますが、議案第41号説明資料、過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表につきましては、後程ご覧ください。

本議案にお戻り願います。

1枚めくっていただき、下段になります。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和3年3月31日以前にこの条例による改正前の過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例第2条に規定する設備を新設し、又は増設した者に係る固定資産税の課税免除については、なお従前の例による。

以上で、議案第41号の説明を終わります。

〈議案第42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 議案第42号につきましてご説明いたします。

議案第42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

置戸町手数料徴収条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

今回、改正する内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等が改正され、市町村長は、個人番号の通知を通知カードによらず行うこととされ、通知カードの再交付を行わなくなったこと及び個人番号カードの発行については、地方公共団体情報システム機構が主体となり、発行に係る手数料を徴収できる旨、規定されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

それでは、改正内容をご説明いたしますので、議案第42号説明資料、置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表をご覧ください。

左が改正案、右が現行となります。

第2条第25号の規定は、通知カードの再交付手数料の規定で、法改正により、個人番号の通知カードの廃止に伴い、規定を削除するものでございます。なお、通知カード廃止後であっても引き続きマイナンバーを証明する書類として利用でき、申請も可能となっております。

第26号の規定は、個人番号カードの再交付手数料の規定で、地方公共団体情報システム機構がカードを発行する主体として位置付けられ、再発行に係る手数料を徴収し、徴収事務につきましては、市町村に委託して行うよう規定が新設されたことから規定を削除するものでございます。

なお、再交付の手続きにつきましては、従来と変わらず、手数料につきましては、町が受託を受け徴収し、地方公共団体情報システム機構へ支払う形となります。

第27号及び第28号につきましては、号の削除により、それぞれ2号ずつ繰り上げるものでございます。

本議案にお戻り願います。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第42号の説明を終わります。

〈議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第3号）〉

○岩藤議長 次に、議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 議案第43号について説明いたします。

議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第3号）。

令和3年度置戸町の一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,328万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億4,853万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正については、令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）により説明をいたしますので、事項別明細書、6ページ、7ページをお開き下さい。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

○岩藤議長 しばらく休憩します。10時55分から再開します。

休憩 10時38分

再開 10時55分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず初めに、先ほど報告がありました北見地区消防組合議会、佐藤議員より訂正の発言がありますので許可を許します。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 大変申し訳ございません。諸般の説明のなかで、北見地区消防組合議会の結果の報告の件でございますが、7月13日招集の第1回臨時北見地区消防組合という、臨時議会ということで結果を報告するところを定例と申し上げましたので、臨時北見地区消防組合議会の結果についてということで訂正させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案の説明を続けます。

〈議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第3号）〉

○岩藤議長 議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）。

歳出。8ページ、9ページ。4款衛生費、1項保健衛生費。環境保全に要する経費から。町民生活課長。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和3年度置戸町一般会計補正予算事項別明細書（第3号）、別添のとおり）

〈議案第44号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第44号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

地域福祉センター所長。

○石森地域福祉センター所長 議案第44号について説明をいたします。

令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度置戸町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ629万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,589万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1条 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開き下さい。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

〈議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）〉

○岩藤議長 次に、議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

施設整備課長。

○名和施設整備課長 議案第45号について説明をいたします。

令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）。

令和3年度置戸町の簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ400万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億9,550万円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正について説明いたしますので、別冊の令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）の4ページ、5ページをお開きください。

（以下、関係課長説明、記載省略。令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算事項別明細書（第1号）、別添のとおり）

○岩藤議長 これでは、議案第37号から議案第45号までの提案理由の説明を終わります。

◎日程第14 認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから

◎日程第20 認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまで

————— 7件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第14 認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第20 認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件を一括議題とします。

本案に対し、提案理由の説明を求めます。

町長。

○深川町長 ただいま議題となりました、認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定につきましては、企画財政課長が説明をいたします。並びに、認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定までも全件、企画財政課長が説明いたします。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 それでは、認定第1号から認定第7号について説明をいたします。

令和2年度の各会計決算につきましては、6月22日会計管理者より提出があり、内容を精査の上、関係書類を添えて8月2日に監査委員の審査に付したところでございます。8月30日、監査委員より審査意見書の提出がありましたので、地方自治法第233条第3項の規定によりまして今定例会に提案をし、議会の認定に付するものでございます。

次に、お配りしました資料ですが、黄色の表紙のものは、令和2年度置戸町一般会計・特別会計決算書です。政令で定める付帯資料といたしまして、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書を会計毎にまとめ、181ページからは財産の運用に関する調書、193ページからは基金運用状況調書を添付しております。

このほか、別冊で法に定める資料といたしまして、各会計決算に関わる主要な施策の成果に関する説明書・監査委員の審査意見書。参考資料といたしまして、令和2年度一般会計・特別会計決算に関する説明資料を添付しております。

〈認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 それでは、認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について説明をいたします。

一般会計・特別会計の決算状況を会計毎の実質収支に関する調書で説明をいたしますので、黄色の表紙の令和2年度置戸町一般会計・特別会計決算書、84ページをお開きください。一般会計実質収

支に関する調書をご覧ください。

歳入総額50億4,438万9,000円、歳出総額48億2,844万5,000円、歳入歳出差引額は2億1,594万4,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源、繰越明許費繰越額の4,701万6,000円を差し引きまして、実質収支額は1億6,892万8,000円となります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は1億3,000万円とし、減債基金に積み立てました。残りまして3,892万8,000円は、令和3年度に繰り越しました。

以上で、認定第1号の説明を終わります。

〈認定第2号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第2号について説明をいたしますので、決算書108ページをお開きください。

認定第2号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額4億4,182万9,000円、歳出総額4億4,043万3,000円、歳入歳出差引額は139万6,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は139万6,000円となります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額は133万7,000円とし、国民健康保険特別会計財政調整基金に積み立てました。残りまして、5万9,000円は、令和3年度に繰り越しました。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

〈認定第3号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第3号について説明をいたしますので、決算書120ページをお開きください。

認定第3号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

後期高齢者医療特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額5,574万4,000円、歳出総額5,573万8,000円、歳入歳出差引額及び実質収支額は6,000円となります。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

〈認定第4号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第4号について説明をいたしますので、決算書142ページをお開きください。

認定第4号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護保険事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額3億4,147万4,000円、歳出総額3億3,596万3,000円、歳入歳出差引額は551万1,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は551万1,000円となります。実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による、基金繰入額を全額の551万1,000円とし、介護給付費準備基金に積み立てました。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

〈認定第5号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第5号について説明をいたしますので、決算書154ページをお開きください。

認定第5号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

介護サービス事業特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額並びに歳出総額は、いずれも2,013万9,000円となり、歳入歳出差引額及び実質収支額は0円となります。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

〈認定第6号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第6号について説明をいたしますので、決算書166ページをお開きください。

認定第6号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

簡易水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億7,934万1,000円、歳出総額1億7,930万5,000円、歳入歳出差引額は3万6,000円となります。翌年度へ繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は3万6,000円となり、令和3年度に繰り越しました。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

〈認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について〉

○坂森企画財政課長 続きまして、認定第7号について説明をいたしますので、決算書180ページをお開きください。

認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

下水道特別会計実質収支に関する調書をご覧ください。

歳入総額1億9,054万8,000円、歳出総額1億9,050万2,000円、歳入歳出差引額は4万6,000円となります。翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額は4万6,000円となり、令和3年度に繰り越しました。

以上で、認定第1号から認定第7号までの説明を終わります。

○岩藤議長 これから、認定第1号から認定第7号までの質疑を行います。

議案の順序で行います。

まず、認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第2号 令和2年度置戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第3号 令和2年度置戸町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第4号 令和2年度置戸町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第5号 令和2年度置戸町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第6号 令和2年度置戸町簡易水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、全体を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも置戸町議会委員会条例第4条の規定によって、6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号 令和2年度置戸町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第7号 令和2年度置戸町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7件については、いずれも6人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算審査特別委員会委員の選任については、置戸町議会委員会条例第6条の規定によって、1番 石井伸二議員、2番 小林満議員、3番 阿部光久議員、4番 佐藤勇治議員、5番 澁谷恒壹議員、7番 嘉藤均議員、以上6人の議員を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の議員を決算審査特別委員会の委員に選任することに決定しました。

ただいま選任されました決算審査特別委員会委員に申し上げます。

本日の会議終了後、議員控室において第1回決算審査特別委員会を開催し、委員長の互選を行うよう、置戸町議会委員会条例第8条第1項の規定により口頭を持って通知します。

◎日程第21 報告第7号 令和2年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について

○岩藤議長 日程第21 報告第7号 令和2年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題とします。

本案に対し、報告を求めます。

町長。

○深川町長 報告第7号 令和2年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率については、企画財政課長より説明いたします。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 報告第7号について説明いたします。

令和2年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について。

令和2年度置戸町財政健全化及び経営健全化の比率について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づく報告となりますが、財政健全化の比率、経営健全化の比率、監査委員の令和2年度財政健全化及び経営健全化の審査意見について説明をいたします。

まず、1の財政健全化の比率についてですが、令和2年度における健全化判断比率は、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び将来負担比率についての数値はございません。実質公債費比率が6.9%となり、前年度より0.5ポイント下がりました。なお、自主的な財政再建計画などが義務付けられる早期健全化基準は、それぞれの欄に記載のとおりでございます。

続いて、2の経営健全化の比率についてですが、簡易水道特別会計、下水道特別会計共に資金不足比率の数値はございません。なお、経営健全化計画を定めなければならないとされる経営健全化基準は、それぞれの欄に記載のとおりです。

3の監査委員の令和2年度財政健全化及び経営健全化の審査意見についてでございますが、別紙のとおり審査意見書に記載されておりますが、いずれも是正改善を要する事項の指摘はございませんでした。

以上で、報告第7号の説明を終わります。

○岩藤議長 報告に対し質疑を許します。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 質疑なしと認め、これで報告済とします。

◎日程第22 報告第8号 例月出納検査の結果報告について

○岩藤議長 日程第22、報告第8号 例月出納検査の結果報告について。

事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 監査委員が令和3年5月31日、6月30日及び7月31日現在の出納状況について検査を執行され、お手元に配付のとおりの結果報告がありました。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで報告済とします。

◎散会の議決

○岩藤議長 以上で、本日の日程は全部終了しました。

◎散会宣言

○岩藤議長 本日は、これで散会します。

散会 11時46分

令和3年第5回置戸町議会定例会（第2号）

令和3年9月16日（木曜日）

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第44号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 決議案第1号 事務検査に関する決議
- 日程第13 意見書案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書
- 日程第14 意見書案第7号 コロナ禍による厳しい財政状況に退所し地方税財源の充実を求める要望意見
- 日程第15 意見書案第8号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書
- 日程第16 意見書案第9号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める要望意見書
- 日程第17 意見書案第10号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書

○会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
（諸般の報告）

- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第 37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第 40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第 41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 10 議案第 44号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 11 議案第 45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 12 決議案第 1号 事務検査に関する決議
- 日程第 13 意見書案第 6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書
- 日程第 14 意見書案第 7号 コロナ禍による厳しい財政状況に退所し地方税財源の充実を求める要望意見
- 日程第 15 意見書案第 8号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する要望意見書
- 日程第 16 意見書案第 9号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める要望意見書
- 日程第 17 意見書案第 10号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書

○出席議員（8名）

1番	石井伸二	議員	2番	小林満	議員
3番	阿部光久	議員	4番	佐藤勇治	議員
5番	澁谷恒壹	議員	6番	高谷勲	議員
7番	嘉藤均	議員	8番	岩藤孝一	議員

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

〈町長部局〉

町長 深川正美 副町長 菘島賢治

会計管理者	岡	部	信	一	企画財政課長	坂	森	誠	二
総務課長	鈴	木	伸	哉	総務課参与	福	手	一	久
町民生活課長	渡	邊	登	美子	産業振興課長	五	十	嵐	勝
施設整備課長	名	和	祐	一	地域福祉センター所長	石	森		実
総務課総務係長	鈴	木	良	知	企画財政課財政係長	菅	原	嘉	仁

〈教育委員会部局〉

教育長	平	野		毅	学校教育課長	大	戸	基	史
社会教育課長	須	貝	智	晴	森林工芸館長	小	野	寺	孝
図書館長	遠	藤		薫					

〈農業委員会部局〉

事務局長 田 中 耕 太

〈選挙管理委員会部局〉

事務局長 鈴 木 伸 哉 (兼)

〈監査委員部局〉

代表監査委員 小 鷹 浩 昭

○職務のため出席した事務局員の職氏名

事務局長	今	西	美	紀子	議事係長	藤	吉	勇	太
臨時事務職員	中	田	美	紀					

◎開議宣告

○岩藤議長 これから、本日の会議を開きます。

◎日程第 1 会議録署名議員の指名

○岩藤議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、置戸町議会会議規則第122条の規定によって5番 澁谷恒壹議員及び6番 高谷勲議員を指名します。

◎諸般の報告

○岩藤議長 これから諸般の報告をします。

9月15日に開催されました決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果報告が議長にありましたので報告します。

決算審査特別委員会の委員長には、佐藤勇治委員。副委員長には、澁谷恒壹委員が互選されました。その他の事項については、事務局長から報告させます。

事務局長。

○今西事務局長 本日、議会から提出された事件は次のとおりです。

- ・決議案第1号。
- ・意見書案第6号から意見書案第10号。

本日の説明員は、前日の名簿のとおりです。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

報告を終わります。

○岩藤議長 これで諸般の報告を終わります。

◎日程第 2 一般質問

○岩藤議長 日程第2 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

まず6番 高谷勲議員。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして町長に質問をいたします。

置戸町における有害鳥獣対策について、置戸町の令和2年における有害鳥獣による農作物の被害は鹿による食害が27.5ヘクタール、およそ2,500万円、ヒグマによる被害が850万円、カラスによる被害が617万円と、合わせて43.35ヘクタールで3,980万円。元年の23.88ヘクタール、1,479万円を大きく上回っております。これは農協が組合員に対しての聞き取りに答えたものですが、非常に厳しい状況にあります。

特に鹿の被害対策として、町は平成16年から18年の3年間で距離121.4km、総事業費で7億3,000万円を投じて鹿柵を設置いたしました。当時その効果に大きな期待をしましたが、柵内で生息する鹿による被害と経年の劣化による柵の破損箇所からの出入りしている鹿の被害が年々大きく

なっております。猟友会の駆除なども実施されておりました、令和2年では鹿で250頭、熊で8頭が駆除されております。しかし、猟友会のメンバーも高齢化と後継者不足などにより、本来目標の鹿400頭、熊10頭には及びませんでした。

6月29日に北海道新聞オホーツク版において鹿の被害に悩む置戸町の農家を取り上げた記事がありました。電牧の新たな導入は食害が深刻なビート畑から、最近ではジャガイモ畑にも及んでおり、約50万円をかけて設置をし、それに及ぶ周辺の管理のための負担が農家に大きくのしかかっております。

私の3月議会の一般質問で振興基金のことについての考え方について町長は、新規就農に対する支援あるいは担い手または農業の大型化による雇用、農業後継者、従事者等、人材不足解消などのさまざまな課題に広く使えるように図りたいとおっしゃられておりました。また、基金については16年から18年の鹿柵に1億2,000万円あまりと、さらには平成19年には酪農の自走式ハーベスターに1,700万円の負担により、残高は1,900万円あまりとなったことにより、平成21年、22年、2カ年で8,000万円の積み増しをして今後の鹿柵等の長寿命化等に備えたいとおっしゃっておられました。

道新の記事では、北見市では鹿柵の購入の半分を助成すると策を講じて農家の負担軽減に努めているとのことであります。置戸町における電牧の普及はかなり進んでいること。新たにジャガイモや小麦などの電牧増設の補助を振興基金の活用等も含めて検討してはいかがでしょうかということ町長にお考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま高谷議員から置戸町における有害鳥獣の対策についてご質問がありましたし、農業振興基金の使い方についても言及されてございます。質問と重複するかと思いますが、現在までの経過を改めて説明させていただきます。

現在の防護柵整備前は猟友会の有害駆除や各被害ほ場の防護ネットから始まり、電気柵の設置、さらにはユニークな名称で記憶しておりますが、鹿トコンっていうような忌避剤の散布など、いろいろな方策を講じて被害防止を図ってきておりました。

全道的にもエゾ鹿による農業被害が増大し深刻化する中で、管内でいち早く津別町が防護柵を設置し、本町では農業者、農協と協議し、先ほど議員がご説明のありましたとおり、平成16年から18年までの3カ年間で道営事業のオケネツ地区中山間地域総合整備事業や第2境野地区畑地帯総合整備事業を活用し、総事業費7億3,000万円の巨費を投じて総延長120kmの防護柵を整備いたしました。

また、平成23年度には未設置だった釧北牧場も鳥獣被害防止総合対策事業で約9kmを設置し、置戸町全域の山林地帯付きの農地には鳥獣防護柵を整備し、猟友会の有害鳥獣駆除と併せて農業被害の防止を図ってきたところでございます。

この整備事業の効果は大きく、整備前の平成13年度は110町、8,300万円ほどの農業被害が報告されていましたが、整備後の18年には20町、1,500万円と5分の1以下に低減しております。一方で、整備後には以前はあまり被害報告がなかった秋田、境野地区での農作物被害の新たな発生や先ほど議員もおっしゃられましたが、道路用の扉の解放などによって、農地への鳥獣の侵入、

そしてエリア内での生息の事例も近年報告されております。これは鹿柵があれば万全だということではないことを示しておりますし、議員ご指摘のとおり、昨年度は約4,000万円の農業被害が報告されております。この金額は先ほど申し上げましたが、整備前の被害額、最大額の約半額と、8,000万円の半額に及んでいる数字でございます。大きな被害額であります。

しかし、気象変動など自然環境変化による生息数の変化や毎年行われております駆除狩猟の頭数からその被害額の推移は変動が大きく、一概に増加傾向とは言い切れません。

さて、ご質問の電気柵設置に対する助成ですが、本町においても平成3年から平成18年度まで電気柵等の設置に助成措置を講じていましたが、先ほど申し上げました防護柵完成により制度廃止しております。近隣の状況といたしましても、訓子府町では平成24年度から26年までの3年間で購入資材の3分の1助成を行ったようでございますが、現在は行なっておりません。北見市は資材購入の資金借入れの2分の1以内の助成という制度を持って対応をしているところです。

また、一方で鹿柵をいち早く整備した津別町でも被害がそう低減できないという様相であると思えますが、農協が主体となり被害低減のために、さらに二重の鹿柵設置も計画、検討しているとお聞きしております。

本町では昨年の定例会の予算審議でもありましたが、現行の資源保全協議会の事業で鹿柵管理組合が維持補修を行っていただきながら施設の長寿命化を図り、また、狩猟や駆除により、個体管理をすることで鳥獣被害の防止を図っていきたいと考えております。

また、課題となっております駆除者の人員確保に向けた免許取得や駆除費用の助成は引き続き支援策を講じてまいりたいと思えます。

本年は春先から異常なほど笹枯れが目立ち、山での鹿などの野生生物の餌事情や農作物への食害発生が増加も懸念されているところですが、本年の有害駆除も相当数行われており、昨日補正予算の増額補正をお願いしたところでございますが、秋のライトセンサス調査等を通じて生息数の状況や被害調査を通じて、また電気柵の設置状況、町内での設置状況や農業者のニーズを精査いたしまして、次年度以降の対策や農業者や農協とともに猟友会とも協議しながら対策を講じてまいりたいと思えます。

今のところは推移を見守りたいというところでございますが、どれほどのニーズがあって、どれほど被害が増えるかということの様子を見たいと思えます。また、振興基金にも言及されましたが、先ほど議員おっしゃったとおり、広く活用を図りたいということで、今年3月の一般質問でも申し上げましたが、特産品の開発や新規就農に係る費用の充当など、農業振興基金運営会議で広く意見をいただきながら、本町の農業振興や発展のために有効な活用法を探っていきたいと思えます。

議員もあのご指摘がありましたが、鹿柵を作るときは大きな議論がありました。巨額な費用で、その負担に農業者が耐えられるかというときに、この農業振興基金を活用し、当時1億2,000万円ほどこの基金から拠出しましたし、農業者への貸付金といたしまして3,500万円ほど、このとき運用しております。これがあったから整備できたということも言えます。

先ほど議員もお話がありましたが、このままで農業被害がおさまらないということであれば、津別のように新たな鹿柵設置や、それから新たな方策を考えていかなければならないときが来るかと思えます。それに備えて、この基金は大事にしていきたいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 農業者のニーズを調査してということもおっしゃられておりましたので、今のところは助成の考えはないけれども、その調査によってはその辺も検討していただけると理解をさせていただきましたが、ちなみにですね、どのくらいの費用がかかるかっていうのは、その北海道新聞のヘクタールあたり6万円っていうのがならしてそうかと言うと、ちょっと数字はあのちょっと調べさせていただきました。で、1ヘクタールでも10ヘクタールでも基本的にかかるその設備っていうのはあの同じなんですね。それはあの、例えばパワーボックスっていうのは電牧器のいわゆる電気を流す装置、それからバッテリーとか、それからソーラーパネルとか、まああの一連の絶対必要な部分については、これが大体1ヘクタール、10ヘクタールでも9万7,000円、これは絶対かかるんだと。プラスアルファで、例えば5ヘクタールであると約30万円、10ヘクタールになるとちょっと安くなるんですが、それでも約40万円ぐらい、そのぐらいかかるということで、まあいろんな、その町長言われた天候にも大きく左右される。それからいわゆる駆除だとか、そういうこともありますけれども、鹿柵が設置されてもう14、5年経つんでしょうか、かなり老朽化してきて、その木柱で支えている部分についてはかなり腐って倒れてきていると、そんなこともあって、かなり出入りが自由になってきているみたいです。

それからあの、僕もちょっと調査というか、ある程度みんな補修できる部分については歩きながら、調べながら、直しながらと。どうしてもだめな部分については、先ほど町長が申し上げられたように資源保全組合の方で年間300万円、この鹿柵に対する費用として出しておりますけれども、これはあくまでもこの組合員がどうしても補修できない部分を業者に委託するときに掛かる費用をこれでなんとかやろうとしているんですが、業者の方も非常にこう回りきれないというか、そういう状況で、この300万円がうまく活用されていないということで、ある程度その鹿柵の効果もここへ来てね、一つはあのちょっと限界が来てるんだなっていうふうに思ってます。

昨年のその250頭の駆除等でありながらね、今年はさらにもう被害額が4,000万円近くも増えて、そういう状況になってるっていうことは、かなりそのなかで繁殖をして鹿が増えてるんだなっていうふうにちょっと思ったりしてるんです。特に昨年は雪も少なく、かなり行動しやすいと。餌の確保もできたんだと思うんです。雪の多い年は、例えば餓死したり、それから行動範囲がなかなかできない、そういう状況で鹿も自然減で減ったりすることはあるんですけども、まあここ数年雪が少ない、そういうことで鹿はかなり増えてると。で、あの鹿は繁殖率100%って言われてます。とにかく、あの必ず、必ず受胎するということで、かなり鹿の繁殖力は強いようなんですね、それはなんとかあのしなきゃいけないということで、その鹿柵と電牧と、それからあの言われたその猟友会についてもね、これらを駆使しながら、なんとか被害を食い止めていかなければならないと、そんなふうに思っております。

それからあの振興基金の関係、町長の方から話がありました。で、あの私6月にも同じこと、振興基金の活用方法についてお話をさせていただきましたけども、この16年、17年に鹿柵に1億2,000万円、それからその翌年に自走式のハーベスターに1,700万円、それからいわゆるその貸付分の3,548万円だったかな、3,500万円。で、残高が1,900万円ぐらいになったんですが、その後21年、22年に8,000万円積み上げて1億円、それ以降、19年以降、その本年

があれですから10数年間、この振興基金からは農業の活性化に1円も出てないんですよ。それで、あのまあどうなのかなと。それ以降10数年間全く基金が動いてないと。ただ、その寄付を受けて少し増えてはいるんですが、その1億円積んだ、8,000万円積んで1億円になりました。で、現在に至るまで寄付を募っていろいろ受けた部分を合わせて1億300万円でこれ全く動いてない。

そこで、あの鹿柵の、その例えば長寿命化とかなんとかいうお話ありましたけれども、これ以上鹿柵にその基金を投資して被害を食い止めようと思っても、これは限界があって、自分なりの判断ではこれは無理だなと。それよりは畑個々を電牧なりそういうものを通して守ることが一番の策だになっていうふうに感じております。

農家、やっぱりその辺非常に強く感じていて、道新の記事じゃないですけども、やっぱり50万円なり100万円なりっていう投資をしながら、あの当初はね、ビートだけ守ればだいたいいいんだろうと思ったのが、ビートが囲われたら次は麦だと。麦囲われたら次はジャガイモだと。それで最近ね、その飼料用のデントコーンなんかも家の近くにあるのはもう端は全部ないですよ。鹿が毎日通って来るから。あのすぐそばにハンターもいますけども、ハンターの家の裏から出てきて、そしてデントコーンは、端は全部食い尽くしてないです。まあ必ず来ます、毎日。そういう状況なんでね、ある程度全体を網羅してこの柵でなんとか講じていかないと、あの今のその被害が食い止められないと。そういうことですので、まあ当然あの農業者のニーズを聞けばですね、この必要性は答えとして出てくるというふうに思うんですが、ぜひ財源が確保できなかつたら、この振興基金を活用しても、まず全体を網羅してなんとかその駆除、被害を食い止める策を講じたうえでまた基金を活用してもらいたい、そんな気がしております。まず財源を確保すること、それでなおかつ財源が確保できればこの基金に手をつけると、そのぐらいの考え方でちょっとやってみてはどうでしょうか。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 あの、鹿を含めて野生鳥獣の被害についてはいろいろな現状と当時と状況が変わってきているということもありますが、当時もこんな議論がありました。電気柵が今一番有効かもしれないませんが、電気柵を張れば、その草刈りをしなければその効果が保たれないんだってということで、今となればその草刈りの手間さえも、果たして農業者背負えるのかなというようにもちょっと私は脳裏に巡っています。

あの、今年実験的に猟友会駆除組合の方では新たな取り組みでモンスターウルフっていうモデルも導入してみました。ちょっと林地で今実験してますが、手間をかけずにソーラーでどれだけ野生鳥獣が寄らないようになるかっていうような実験もしてます。あの管内の農業者でも単独で購入して実験している人もいますが、新たにあの整備をしても、先ほど議員おっしゃられている手間がかかる、鹿柵も管理するのも限界のような状況だということであればですね、やはり原点回帰すれば頭数管理、野生生物の頭数管理は手っ取り早い効果が上がるのかなと思います。それとて労力の限界があるんじゃないかと。それから猟友会の人たちの高齢化、人材不足もテーマになってくると思います。

先日農業者の方からも、ちょっともう猟友会当時ですね、私も農務の担当したときに、当時の齊藤町長ですか、この種の質問があったときに、農業者自ら農地を守る努力をしてくれと。鉄砲の免許を取ってくれと。それにお応えして若い農業者の人たちも狩猟免許取って駆除一生懸命された時代がありました。今の営農事情で行くと、経営規模も大きくなって、そして畑を管理するのさえ大変で機

械化を進めなければならないというところで、鉄砲の方はもう勘弁してほしいという農業者のそんな声も聞こえてきました。

あの昨年、役場の職員が鉄砲の免許を取るということで2人手を上げていただきました。何で取ったのって聞いたら、近所の農業者から俺もう手回らんからお前とってくれやって言われて、一人は取りたいんだっていう話を聞きました。えらいな一って言ったんですけど、実際には猟に出るまではまだまだの年月がかかるとは思います、やはりそういう方を1人でも作っていく努力をしていかなければ、この駆除対策の効果というのは上がっていかないだろうなと思います。

振興基金は平成3年からこの食害の補助をやっていましたよということで、ちょっと調べますと、当時2分の1補助で防護ネットから始まり、先ほど言われましたセパレーター、電牧の支柱、それらに補助を出していました。年間に2〜300万円ずつ町が出して16年間ですか、補助を続けてたんですけども、まあこの程度であれば一般の会計の費用のなかで捻出できたのかもしれませんが、先ほど申し上げましたとおり、鹿柵自体の機能が低下して、もう使えないということになれば巨額な費用が必要になってくると思います。

議員もあの協議会の方で管理なかなか手が回らなくなってきてるし、業者の方も思ったとおりに行ってくれないんだっていう現状もお聞きしてましたが、今の整備した鹿柵は本当に建設当初効果が上がりました。これを長寿命化を図りながらいろいろな方策と抱き合わせして低減を図っていきたいと思います。

本年度のまだ農業被害の実数が上がって来てませんが、私林務担当のときにもこの農業被害は波があって、個体が少なくなれば翌年被害が減ると。そして、個体が少なくなって生息状況が良くなるとまた個体数が増えていくと。そして山の食べ物の、冬場の食べ物のあるなしで春先の被害の大小が決まってくるというような複雑な状況でありますので、今年の状況が去年ほど、4,000万円よりまだ上がっていくような状況であれば、やはり早急に対策を練って行かなければならないと思いますが、先ほど言いましたように、今年の被害状況を見ながら、そして農業者、それから農協とも協議しながら今後の対策を考えていきたいと思います。

農業振興基金も実際には運用されていないのではないかというお話もありました。ご指摘のとおり、ここ10年以上実際には運用しておりませんが、まあ前回の定例議会のときにもお話してましたが、この基金設置のときは、町が2億5,000万円ほど積んで、農業者の皆さんも1億7,000万円ほど積んでおります。まあ両方力を出しながら、そして大きなお金を積んで、その利息で、運用益でいろんな事業を行っていきこうということで立ち上がったんですが、このあと低金利時代を迎え、果実を生まなくなりました。そんななかではやはり使える用途としては大事にとっておく。大きな事業に備えて大事にとくとくというような流れもできたかと思っておりますので、まあだから寝かせておくのも利息がつかないんですからもったいないじゃないかというお話がありますが、まあ幅広く農業振興に役立つようなことを広く意見を聞きながら、取り崩しも含めて今後の運用を図っていききたいと思いますが、なかなかこのご時世、農業者の皆さんから新たに積んでいただくというのは広域農協になったなかではなかなか難しいだろうなと思いますので、まあ町費だけの収入でいけば、積み上げというのは、まあ前町長がもうなくなるからということで20年代の前半に8,000万円積んでおりますが、まあこれから積むというのはなかなか難しいなあというのも私は財政を担当して実感してるとこ

ろでございますので、まああの使い方についてはこれということを決めず、それと鹿柵の被害防止につきましては別個に考えてまいりたいと思います。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 過去にその補助を出した経過があるということで、まあそんなに高額な額にはならないと思います。だから一般財源でなんとか200万円、300万円はなんとか確保できるんだらうというふうに思いますが、ぜひね、そこは調査をしていただいて、やっぱりニーズに応えてもらいたいということだと思います。

今、柵を設置したあとのその労力も大変だと。北海道新聞のあれにも、管理については人を雇ってやってるって話も記事として載ってました。それもまあ一つの方法だと思うんですが、あの今のその資源保全組合からはいわゆる畑の周りの環境整備。これは草刈りだったり、それから農道の整備だったり、こういうことに3,500万円の予算が講じられて、それらがその費用として充てられてるわけですね。で、それはたまたまその上に電牧が張ってあった、張ってないにかかわらず、そこはいわゆるその畑周辺の整備なり、まあ環境整備に使われてるんですから、一つそこから費用が捻出されて出てきているという意味では、かなりの負担にはなっても、ある程度それは報われてるっていうふうに、自分なりにちょっと理解してるんで、その辺はあのそれだけではないというふうにご理解いただきたいなというふうに思います。

まだあの振興基金の関係は、本当にあのゼロ金利政策が始まったその以前はね、果実で例えばその農業青年の研修だとか、あるいは花嫁対策だとか、いろんなことに果実が使われて、まあ100万円も200万円もあったんですが、ゼロになってから実はこんな感じで活用もされなくなっちゃったなっていう思いがありますので、ぜひそれは活用をいろいろ検討していただいてやっていただきたいなというふうに思います。

あの絶対やらないとは言っていないというふうに理解してるんで、ぜひ農業者のそのニーズというか、希望には応えていただいて、これはあのなんて言うんでしょう、無限にあるわけではなくて、今ある置戸町のなかのいわゆる畑作の部分の、その電牧の整備終わったらそれで大体終了というか、あとはそうないというふうに思います。全部を網羅するわけではないので、その辺は臨機応変に考えていただいて、ある程度時期が来れば、その効果が高まれば、あとは農業者の努力だというふうに思いますので、そういうふうに考えていただいて検討していただきたいなというふうに思います。

以前にも言いましたけど、検討というのは考えるけどやらないということではなくて、ぜひ検討して実施の方向で考えていただきたいなというふうに思います。

それと1点、その猟友会の関係もですね、非常に高齢化になってきていると。若い人も実は取ってるんですけども、あの維持できなくて辞めざるを得ないっていう人たちもいます、若い人のなかで。で、あのなかにはね、更新するの忘れちゃったなんて流しちゃった人もいるんですけども。あの若い人っていうか、今あの狩猟の免許の更新はその警察の管轄なのかな。あの結局更新手続きのときに警察官とのやり取りがあるんだけど、まあ場合によっては犯罪者扱いだと言われてると。相当厳しいそういう調査がされて、更新を継続してるっていうような状況で、それにも耐えられないと。だからもうあのこれで持つのやめたっていう人もいたりします。そういうこともありますので、その辺はちょっと若い人にどれだけそれに耐えてこういう使命のなかでね、まあ本来狩猟免許ってのは趣味の世

界なんだけど、そこを我々お願いして駆除にあたっていただいていると。本来はそういうものなんですけども、まああのそういう意味でね、あのそう大きく狩猟の関係についても期待できないなと、で、あの夜屋構わず出てくるから。だからいわゆる鉄砲持ってる人の家の裏から出てくるの夜なんですよ。それは撃てないですよ、結果的にはね。あのそうやって向こうもあの隙を見てじゃないですけどね、やっぱりかなり行動していると。

最近私も思うんだけど、あのちょっと僕も農家辞めて、実はその委託を受けて作業したりしてるんだけど、必ず見ます。必ず会います。もうこれはね、あのここ2、3年は本当に頻繁に会うんですよ。そんなこともあるんでね。生息っていうか、いわゆるあの鹿の繁殖はかなり進んでるなっていうふうに思いますので、そこも十分あれして、今の一番の効果は電牧だっていうふうに思いますので、農家のそういう要望にぜひ調査をしていただいて応えていただきたいなというふうに思います。もし、町長の方に何かあれば伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 銃の所持はやはり慎重にしなければならない。これ銃刀法の方で警察が所管してるんでしょし、私初めて聞いた。銃の所持はやはりほかの法令で厳しく、あの事故、それから事件の防止のためには仕方がないことだと私は認識しておりますが、やはり労力の問題もありますし、高齢化の問題もありますし、鉄砲を取るということは大変なことだなと。猟友会の方からも維持管理費の費用、そして駆除したあとの運搬する車両の費用等も見てくれというような要望も過去からありましたが、なかなかそこまで追いついておらず、1頭当たりいくらという報償費で対応していただいておりますが、今は運搬費の一部を助成したり、さまざまな策を講じて駆除者の負担軽減も図っているところがございますので、どれが一番ということはなかなか今言いきれませんが、議員がお話のとおり、電牧は今一番効果があるんじゃないかということも含めてですね、農業者の皆さん、農協、お話を持って対策を練っていきたいと思います。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 ぜひあの、まああの一番の効果だと思いますので、そこはぜひ検討していただけて期待に応えていただきたいなというふうに思います。まああのハンターのなかにはね、あのスコープで覗いたら鹿と目が合ったなって、それでもちょっとなんて言うんでしょうか、情に駆られて免許返納したなんて。これは笑い話かもしれませんが、そんな話も聞いたりしてます。ぜひ一番効果のあるところにぜひ力を添えてもらいたいなというふうに思います。

それでは、あの次の質問にいきたいというふうに思いますが、公共施設における猛暑対策について伺います。本年の置戸町における気温が7月中旬後半から8月にかけて、連日にわたり35度を超える日が記録されました。なかには37度を超える、置戸町境野が日本一を記録することも珍しくない状況にあります。場合によっては命の危険にさらされるような、そんな日が記録されるような、大げさではなくあるように思います。

現在置戸町の公共施設において冷房設備の設置については地域の公民館改修の際、事務所とか事務室とか、厨房の一部に限られておりますが、設置をされております。ほかの公共施設の状況については承知しておりませんが、まあほぼ設置されてないように思います。置戸小学校や中学校においては教室に扇風機を数台設置して暑さ対策をしていると聞いております。猛暑を扇風機で凌いでいる状況

は果たしてその教育環境としてどうなのか、そういう疑問を感じます。

私たちが学生時代とは明らかにその暑さの次元が違うというふうに考えます。高齢者や子どもたちの環境の整備として公共施設の冷房施設の設置について真剣に検討するべきと考えますが、いかがでしょうか。

また、公共施設のなかでも中央公民館やスポーツセンター、そして今後改修するべきか、あるいは改築するべきか、いずれ議論となる役場庁舎についても検討が必要と考えております。

庁舎は非常に古い構造で空気が悪く、まあ熱がこもりやすいことや、窓に網戸の設置もない状況ですが、開け放すと虫が自由に出入りするような、そういう施設になっております。置戸町の顔とも言える役場庁舎が暑さのあまり男女の職員にかかわらず、首にタオルを巻いてうちわをあおいで暑さを凌いでいるような、そういう姿を見たような気がいたします。できるだけ早い時期に役場庁舎については、改修なのか、改築なのか、まあ結論を出して、併せて今後ますます厳しくなるだろう猛暑の対策として冷房施設の設置を各施設も合わせて検討する必要があると思っておりますが、町長のお考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 2点目で公共施設における猛暑対策について高谷議員からのご質問でございますが、議員のお話のとおり、今年の夏は気候変動の影響なのか、記録的な猛暑となり、7月16日は置戸町境野で35.3度を観測し、全国1位と報道がありました。また、18日は37.4度と境野アメダス観測史上最高気温を記録しております。30度を超える猛暑日が8月7日まで続き、連日熱中症で病院搬送される状況や体調管理に注意を呼びかけるテレビ報道が多くなされた今年でありました。

地域福祉センターでは、この間一人暮らしの高齢者等の安否確認を電話等で行いました。幸いこの間に熱中症の疑いで救急搬送は2件ありましたが、命には別状がありませんでした。救急隊員に聞きますと、置戸町の人とは言いませんでしたが、高齢者の方は我慢強いので、自ら通報する方は少なく、暑い峠を過ぎた頃に体調不良を訴える人が多いですよというお話も聞きまして、私自身なるほどなあと、まあ今長く生きてきた人は本当に我慢強いんだなあって感心しております。

こんな話を通じて高齢者が多い本町では、福祉センターと地域での見守りは大切だと改めて痛感したところであります。議員からご指摘のとおり、北海道においても冷房設備が快適な生活を送るための贅沢品というより、地球温暖化が急激に進む状況では、北海道においても命を守る設備になってきたという認識も持っております。

はじめに本町の公共施設における冷暖房設備の設置状況をご紹介しますが、本町の公共施設では図書館や森林工芸館、それから勝山温泉ゆうゆ、コミュニティホールぼっぼ、地域福祉センターに設置をしております。まあ、このなかでも全館冷房という場所だけではありませんので集会をする箇所だけという施設もございます。また、地域の集会施設では勝山公民館、境野公民館が改修の際に厨房をはじめ事務室の一部にエアコンを設置しております。また川向住民センターは高温になる厨房への設置のみを行っている状況です。

次に学校関係ですが、本町は現在のところ設置はありません。ちなみに全道での学校での設置状況ですが、令和2年の秋の状況で、全道約1万7,000教室中、750教室。設置率ではまだまだ4.3%と低いものであります。オホーツク管内では1,180教室中72教室、設置率6.1%と、少し全

道平均よりも高いのですが、個別に見ますと、小清水が全校冷房を行っていきまして、町長にお聞きしますと、町長に就任していち早く補助事業を活用して小中学校はエアコンを設置したんですというお話で、すごいですねっていうお話をしたのが3カ月前ぐらいでした。また、認定こども園どんぐりは増築部分も含めてエアコンを設置しております。

公共施設への冷暖房設備の設置についての考え方ですが、以前は北海道では1週間我慢すれば何とかかなるという時代から一般家庭での普及率も上がってきており、今年の猛暑を経験するとなおさら必要な設備だと実感してる方も多いかと思えます。また、猛暑期間中に川向住民センターで葬儀が行われましたが、そのとき多くの方から大変だったと、エアコンがあれば快適だったのというお話も今回もされておりますし、以前からもそんなお話がなされておりました。今年度は両老人ホームの静養室、体調の悪い方の冷暖房設備を設置し、身体の負担軽減もなされたという報告もされております。まあ本当に必要なあとと思いつつも、しかし現実には公共施設の冷房施設は大掛かりとなるため、設置費用、維持管理費を含め、簡単に整備できるものではないと思っております。

政府は脱炭素社会の到来に向けてグリーンとデジタルと技術革新とを含めて地球温暖化防止策のための化石燃料からの発電から自然エネルギーの活用方針が出され、先月公民館など大規模な公共施設の半数には太陽光発電設置の目標が示されました。その財政支援案はもう発表されておりますし、その政策は今後も加速されてまいります。

最初にも申し上げましたが、冷房設備は命を守る設備と考えて、財政的にも優先順位を考えて計画的に整備していかなければならないと考えております。具体的には高齢者福祉施設や長時間利用する施設、多くの町民が利用する施設などを優先し、先ほど申し上げました太陽光発電の設備の設置と併せて計画的な整備に取り組んでまいりたいと考えます。来年度は小中学校の体調の悪い児童生徒が休む保健室の冷暖房エアコンの検討をしております。

まあ議員も後段言われましたが、余談になりますが、役場庁舎も例年3階は30度を超える日が続きます。アイスノンを首に巻いて仕事する人もいますし、自分の家から扇風機を持ってきて風に当たってる人も。それから手で団扇を扇ぎながら業務をこなしてる人もいます。これは従来扇風機も公費で導入するのは贅沢だという考えがありました。職場の労働環境改善という観点からも必要であると、本年度庁舎に10数台の扇風機を設置いたしました。庁舎改修には今財源的な目処が立っておりませんが、庁舎改修に向けても検討するべきだと。庁舎改修なのか、もしくは改修費用と新築をどちらを選ぶかと大きな課題もありますが、管内庁舎が、耐震化が行われてない庁舎は4町村になってしまいました。そこで4町村で力を合わせて財源対策も含めて政府に要望していこうということで先日話し合いも持たれております。

私は地球温暖化や高齢化社会の本格化はいろんな考え方の転換期にあると認識しております。財源確保や省エネと同時進行で、これらに積極的に取り組んでまいりたいと思えます。先ほどスポセン、中央公民館などを優先してはどうかというようなお話もありましたが、これはあの慎重に設置費用のことも検討しながら進めてまいりたいと思えます。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 状況を伺いました。あまり承知してなかったんですが、かなりの施設でその冷房施設は、設備はある程度整ってるということだと思います。それであればなおさら残さ

れた施設の、町長言われた優先順位もちろんなんですが、ぜひ財源を確保してこの設備に対する計画をなんとか実現してもらいたいなど、そのように思います。

まず、その高齢者施設も本当にあの高齢者っていうのは、その我慢強いのか、暑さに鈍いのか、ちょっと分かんないんですが、あまり暑く感じてないというような、そんな感じもするんですが、非常に危険な感じがします。で、高齢者施設もちろん、今で言うとその両老人ホームも静養室にこれからの計画と言うんですが、それらもまああの特老の方はこれからその改築計画もありますんで、あそこはもちろん併せて検討していかねばならないし、それから養護の方もできれば設置の方向でね、なんとか考えていただきたいというふうに思います。

残された公民館、スポーツセンター、意外と事務所とか、ああいうところは猛暑でも涼しいんですが、まああの運動する、そういうところは暑さを堪えながらというのはちょっと時代に合わないんじゃないかという気がしますので、かなりの費用も予想されるんですが、そういうところもあえて検討してもらいたいというふうに思います。

一番はこの役場の庁舎なんですが、町長申し上げられたように、まだ計画はありませんが、6次の総計では本年実施計画、それから来年4億数千円で改修の、その3年間のね、実施計画のなかではメニューとして載っておりました。ぜひね、これあのいわゆる町民がその出入りが多いところもちろんなんですけども、一年中こういう、その熱い状況のなかで、まあ1年じゃないですけども、期間としては暑さは短いんですけども、そういう環境のなかで働いている職員のこともやはり考えていただきたいなど、そんな気がいたしております。

あの、できるだけ早い時期にですね、その議論を重ねて役場の調査にもその手をつけてもらいたいと、ぜひ町長があのおの在職のうちにそこは結論出してもらいたいなど、まあ2年目のあれですけども、ぜひそこはね、結論出してもらいたいというふうに思います。

近隣の町では庁舎の改築を提案すると選挙で落選するなんていう、そういうところもありますけども、あのいろいろな意見いただくんだというふうに思います。思いますけども、まあ総体、多数はね、批判的ではないんじゃないかと、そういうふうに思います。少数意見が強調されて、それがあたかも町全体がそういう思いだなんていうふうに受け止めたら、ちょっと何もできないと思います。ぜひね、その辺は検討して、前向きに結論を出してもらいたいと。併せて、やはりそういうこれからの猛暑だったら、もっと厳しくなるんじゃないかっていう予想ありますので、ぜひね、我々が今まで経験したことのないような暑さというのを、これからも経験してくるんだなというふうに思いますので、その辺はぜひ考えながらね、結論を出してもらいたいと思います。その庁舎の関係について、もしあればお聞きしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 先日あの政府与党の移動政調会っていうのがありまして、本町からも議長とともに出席をさせていただいて、この庁舎を含めて、まああの老朽化が進んでる町でなかなか後回しになった町があつて、前対策でいきますと、政府は昨年度までに実施設計をしている町については財源措置、起債措置等財源手当しますよということで、後ろを絞ってやってきたんですけども、それにも乗り遅れた町については今後なんとか考えていただきたいという要望を出してきております。

新過疎法ができて、やはりまたそこにも道はあるのかなと思っておりますし、あの先ほど申し上げ

ましたとおり、管内4町村なんかスクラムを組んで財源が一番ネックになっております。まあ、あの新しい庁舎を今年も見せていただきました。美幌の庁舎を見せていただくと、置戸も本当に残り、管内この北見ブロックでも最後になったねって言われたんですけども、まあやはりお金があればという思いはあります。

最近でいけば、まあ直接とは言いませんが、紋別市がふるさと納税で2年間100億円を超えるような納税額がある、寄付額があるようです。これに呼応してですね、まあいろんな政策を打ち出して、今回庁舎建築も一気に進んでいるようでございます。まあ財源対策が地方自治体においては本当にまあ先ほど優先順位の話もありましたが、手当てをつけながら、努力をしながら、まあ判断をしていきたいと思っております。

○岩藤議長 6番。

○6番 高谷議員〔一般質問席〕 ぜひ町長の英断に期待をしたいなというふうに思います。まああの耐震化で、例えば中学校なんか8億円もかかっちゃったんですが、今の生徒数から、あの大きな中学が本当に必要だったのかと8億円もかけてと。そのぐらいで、あの子どもたちが学習できるような環境を整えられたんじゃないかと、新築しても。そんな思いも今思えばあたりするものですから、この昭和43年に建てられて53年が経過する庁舎に、あの6次計画でいうと、4億円も5億円もかけて改修して、これからいったい何年持たそうとしてるのかと、そんな思いもありますので、そこは十分検討しながら結論を出してもらいたいというふうに思います。

以上申し上げまして私の質問を終わります。

○岩藤議長 ここでしばらく休憩します。10時50分から再開します。

休憩	10時35分
再開	10時50分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 それでは学校給食の無償化と管内の取り組み状況について質問いたします。

学校給食の無償化については平成30年9月の定例町議会の一般質問で、当時の井上町長に質問しております。質問の内容については各々、各自治体の首長の高度な政策が判断を要する事案でありますので、当時の質問と一部重なりますが、昨年新たに町長に就任した深川町長に改めてその考えを伺うことをご理解願いたいと思います。

前井上町長から、質問に対し前向きな答弁はありませんでしたが、当時すでにオホーツク管内でも5町村が先行して実施済みでありました。以後3年が経過し、全国・全道あるいは管内的にも実施が増えてきていると聞いております。

3年前の平成30年に文部科学省が初めて全国の自治体における学校給食費の実施状況を調査し公表しましたが、北海道内では無償化率は小中学校で8.4%、全国の4.4%の実に2倍の実施率とな

っていることがわかりました。

調査の傾向としては、1万人以下の小規模自治体が先行していることが判明し、北海道内では15の自治体、全国で76の自治体が小学校、中学校ともに無償化に。そのほか小学校のみ、あるいは一部無償化、または一部補助、副食費のみの支援、あるいはその第2子、第3子の負担軽減など、これら一部無償、一部補助は北海道内で44の自治体があり、全道では完全無償化と一部無償化を合わせ59の自治体を実施しており、全道自治体の3分の1の自治体に取り組んでいることがわかりました。

この調査の実態を踏まえると、父母保護者の経済的な負担の軽減は言うまでもありませんが、子ども子育ての支援、あるいは地域や自治体の少子化対策、または義務教育環境の整備推進、さらには定住転入の促進など、さまざまなまちづくりの効果が考えられます。

第一義的には父母保護者に対する義務教育費の負担軽減は言うまでもありませんが、一人でも多くの人が本町に定住され、子どもが健やかに育つ教育環境を作り出すためにも、実施に向け前向きに検討されるべきと思いますが、町長の考えと併せて管内自治体の取り組み状況をお示しください。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま佐藤議員から平成30年にも同様な質問が前町長に行っておりますという前段のお話もありましたが、あのこれからお答えしていきますが、この前段で教育行政ですので、課長会議で教育長とも十分協議をしながらお答えを作ってることをご承知おきください。

学校給食の無償化と管内の取り組みの状況についてまずお話いたします。議員から詳しく全国・全道での給食の無償化及び一部補助の取り組み状況のお話がありました。29年度現在の30年度発表でありましたので、それ以降どんどん増えてはいると思いますが、29年度よりは給食費の無償化に取り組んでいる市町村は着実に増加しているんだと思います。

オホーツク管内の直近の状況で言いますと、現在オホーツク管内では給食費の完全無償化、または一部補助を実施している市町村は2市7町1村10自治体と、半数以上の自治体で取り組まれています。このうちでも完全無償化を行ってるのは清里町、小清水町、大空町、西興部村、雄武町の5つの従来の自治体に加え、本年度から紋別市、佐呂間町が開始し、7自治体となっております。

また、北見市、美幌町、興部町の3自治体は助成の方法はさまざまではありますが、一部補助を行っております。さらに全国では今般のコロナ禍において保護者の経済支援ということで、給食費の無料化を実施している自治体も報道をされております。

次に本町の給食費の状況であります。1食あたり小学校が263円、年額5万3,000円程度、中学校が297円、約6万円程度。まあ、あの中学3年生は出席日数が少ないもんですから少し下がりますが、それと単独で行なっております高校生は、牛乳提供がありませんが255円の単価で提供をしております。年間の給食費の収入といたしましては、先生、保護者等の試食などを含めまして、食材費相当額として本年は1,470万円ほどを計上し納付しております。

今までの納付状況であります。口座振替が相当数になりまして、すべて給食費の以前問題になりました未納ということは一切ありません。

さて、質問の給食費の無償化についての私の考え方ですが、学校給食を提供することは子どもたちの身体や心を支えるだけではなくて、季節や地域の食文化についての理解、みんなで食べることによる食事の楽しさや共有する時間の学び、単なる食事ではなく、特に本町は地元素材を活用して

日本一の学校給食として紹介されるなど、現在の食育という言葉が確立する以前からのパイオニアとして全国に紹介されました。子どもたちの成長や学びの場として本町の特色ある重要な教育施策だと考えております。

給食費の無償化は子育て世帯や親の負担軽減を図る意味では議員のお話のとおり有効な子育て支援となることは承知しておりますが、一方で小中学校では給食費を含めて教材費などの支払いが困難な世帯・児童が本年でも15世帯、23名の児童生徒、年間450万円の支援を行っているのも現実であります。

私は家庭の経済環境の状況で負い目を感じたり教育を受けられない、そのような子どもたちを支援するのは優先をしていかなければならないのはもちろんですが、一律の無償化については恒久的な財政負担や限られた財源のなかでの何らかのサービスを抑えながらその費用を捻出していく必要があると考えております。そんなことから実施判断は慎重にするべきだと考えております。

近年は支援が必要な児童生徒の増加に伴い、これはあの経済的な支援だけではありません。あの発育の支援、それから教育の支援を含めまして、支援員などマンパワーの強化やICT教育の充実、または先ほど議論になりましたエアコンの設置など、教育環境の整備に対する課題が多く、優先順位を考えて対応していかなければならないと考えております。もちろん保育所、幼稚園の保育料無償化や高校授業料、公立高校の授業料無償化が実施されてきた経過から、この学校給食も無償化が国により推進されることも近い将来あるかもしれませんが、現段階で町単独の子育て支援政策としての優先順位は私は低いと考えております。

本町においては、今まで単独の子育て支援策としていろんなことを行ってありますし、あぐらをかいているわけではありませんが、すすくギフトやおむつ用のゴミ袋配布に始まり、どんぐりの副食費の無償化、健やか子育て応援事業、高校生へのバス通学の支援、未来へはばたけ応援事業、そして奨学金の充実などを実施してまいりましたし、客観的にも本町は子育て支援が充実しているねという評価が私の耳には入ってきております。

議員から3年前にも同様の質問があり、当時町長が答弁する姿を横の席で聞いておりました。進歩がないとお思いかもかもしれませんが、当時から再質問のなかで親の責務、そして子育て論に言及した記憶があります。給食費といえども大きな家計負担ですが、親も精一杯努力して子育てを行う姿を子どもたちが感じて育つことも大切な教育であると私は考えております。無償化を躊躇するのは財源ではないことをご理解いただきたいと思っております。

また、現在高齢者においては医療費の負担が上がり、または入院しても施設利用しても食事代は負担しなければならない現代社会になってきました。さらに障がいを負って経済的にも大変な思いをして日々暮らしている町民の生活向上を優先して、私は昨年町長に立起する際に皆様にお約束をした不幸な人を作らない。そういう思いを誓いましたので、政策の順位付けにはその思いを大切にしながら判断していきたいと思っております。

いずれ政府からもこの義務教育の無償化の流れのなかで学校給食もという時代が来るかもしれませんが、今段階、町単独での無償化については少し躊躇せざるを得ないことをご理解いただきたいと思っております。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 非常に慎重にならざるを得ない、そして積極的には考えていないという、そういう答弁だったと思います。実際ですね、当然財源のこととか、いろいろ課題はあるわけですが、若干ですね、質問の時間をいただいていますので、ちょっと各論になりますけど、議論していきたいと思います。

まあ、その実態としては、給食費の実態はですね、小学生であると年間5万2,600円、中学生だと5万9,400円、まあ3年生は除きます。3年生は若干少ないです。それで、置戸町の全体の児童生徒数は何人いるのかということです。これは5月1日現在の学級編制の見込み数を予算の資料から拾ってありますが、まあ若干の差異はあると思いますが、小学生で93名、中学生で54名で、合わせて147名、おおよそ150名前後ということであります。

この場合ですね、子ども2人の家庭の場合、1年間におよそ10万円強の負担、あるいは3名の家庭の場合は15万円強の負担ということになります。まあこれあの小学生、中学生の子どものまあ構成によっては若干差異があると思います。

先ほど町長申したとおり、令和3年度の歳入予算では1,477万6,000円ということで、この給食費の歳入を見込んでおりますが、これについてはですね、もう置戸高校生、あれば教職員の分も含まれていますので、実質的に無償化したらいくらの、あのなんですか、減収になるのかということ、まあ机上ですが、私の方が計算したところによると、小学生でまあ93名の5万2,600円を乗じますと489万3,000円、中学生で54名の5万9,400円を乗じますと320万8,000円ということで、合わせればですね、810万円のまあ、あの自主的に無償化にすればですね、それだけ減収になるということがわかりました。では一体この減収になったときにどういった財源を、先ほど町長の方からも話がありましたけれども、どこから財源を見つけ出すのかということであります。

今年ですね、道東の2つの市で首長選挙がありました。これはもう市ですから置戸町より人口規模も多いし、人口規模が多いということは児童生徒数の数が多いということであります。そんななかです、首長の公約としてですね、学校給食費は無償にすると、そういう公約が出ておりました。ということはですね、非常にですね、この学校給食費の無償化というのは住民のですね、非常にニーズの高いものだと私は判断しています。そしてそのなかでどのような財源を見つけるのか、まあこの2つの市、いずれもふるさと納税のですね、高額なとこなんですが、それを財源にして子どもたちの給食費を支援したいと、そういう記事でありました。もちろんこういったふるさと納税につきましては、まあ置戸町も今年から本格的にそれを踏み込んでおります。ぜひですね、これはそういった今後の子どもたちの、また、これから置戸を支える子どもたちの支援のためにもですね、ぜひ今後はですね、このふるさと納税の寄附金などを活用するか、あるいはあの過疎法が新たにまた、これから10年間出ましたけど、これがソフト事業に該当するかどうかはちょっとわかりませんが、基本的には義務教育費の一環ということであればですね、ぜひ過疎債のソフト事業に組み込んでですね、ぜひ財源化して、今後ですね、あのまあ今すぐ来年からということには申しませんが、これはやはり非常にこのニーズの高い住民の要望であるということを確認していただきたいと思います。

以上再質問について町長の考えがありましたら伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 財源のことまでいろいろ慎重に計画をこういうふうになりますよってというお話もありました。まあ経済理論だけではないということで、私先ほどお話をさせていただきましたが、まあ検討しないと、全くやらないというお答えではないことはご承知おきいただきたいと思います。

昨日ニュースを見てますと、北海道内の自治体で学校給食がない町ってまだあるんだなあっていうことが初めて私知りました。コープさっぽろからのランチってということで、1食500円で町が200円を助成して、300円を保護者から負担をいただいて給食が、ランチって言うんですか、始まったって自治体があって、子どもたちの姿を見るとおいしいって姿がテレビで放映されていました。

あのお金のだけの話ではないことをご承知いただきたいということを申しましたが、ずっとその町ではお父さん・お母さん、保護者の方がお弁当を作って大変な思いをして、まあ軽減を今回図られたんだなあってということで、喜ばしいニュースだったと思いますが、やはり親の責務というものはあるんだなあっていうところが、あのお弁当を作る姿が大事だっていう短絡的なお話はできないにしても、やはり親が一生懸命やってくれてる姿というのは教育には大事だなというふうに思います。まあそんなことも含み置きいただきながらご理解いただきたいですし、やはり全部の町村がそんなことになれば、もちろん置戸だけが意地を張って無償化をしませんなんてことは私は考えておりませんので、まあそのときには財源のことも含めて検討していかねばなりませんし、現実の話といたしますと、まあ前回出た様似町の話だったんですけども、給食センターの運営自体が困難だったというお話でした。

本町も給食自体、給食センターの運営には5,000万円ほどの経費がかかっております。そのうち1,400万円食材相当額をいただいて運営して、そのウエートは相当大きなものとなっております。まああの財源を捻出できたら考えてはどうかという議員のお話もありましたので、ぜひともその辺も考慮しながら、教育委員会、そしてPTAの皆さん方とも協議を重ねて、今後の給食運営については運営を図っていきたいと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まあ今後いろいろ、まあ教育委員会等と議論しながら全く否定するものではないという回答だったと思います。それであの私もですね、さっき言ったとおり来年度からすぐやれという、そういう強硬な意見は持ってませんが、まあやればあの父兄の負担の軽減になって喜ばれるんだと思いますが、教育的な観点だとか、親としての負担の在り方だとか、そういう教育的な観点もあるからすぐには踏み込みませんよって、そういう言い方だったと思います。

それでですね、まあ一度にですね、急激にですね、右回転してその小中学生を無償化にできなければですね、まあ別な方策として何があるのかってことも一応やっぱりそれは模索せんきゃなんないと思うんですね。言ってみればまあ段階的な負担軽減の措置も考えられないかということであります。これはもう全国でもすでに各自治体で取り組んでいる例があるんですが、まああの一部無償化、例えば第2子以降は半額にするとか、第3子以降は無償にするとか、あるいはですね、先ほどあの補助制度もありました。例えばですね、児童生徒に補助する形でですね、例えば3割補助だとか、5割補助だとか、まあそれはあの第2子、第3子、子どもの構成によって、家庭の負担っていうことをいろいろ考えたときにですね、そういったこともですね、全国では、まあ全道的にも取り組んでると思

うんですが、そういうこともありましたので、ぜひですね、こういった形が置戸町として適切なのか、教育的な観点からですね、そのこのあり方をどう捉えたらいいのかっていうことは、やっぱり専門的な意見だとか、教育委員会の委員さんだとか、あるいはまあ学校の先生方ですかね、そういう教育者ともいろいろ議論してですね、このあり方をですね、今一度ですね、議論していただきたいと思いません。

まあ今回私、なぜこういったことを2回もですね、同じことを3年間で聞いたかという、あの、やっぱり法的根拠っていうのがあるわけですね。基本的には憲法第26条でですね、国民の教育を受ける、教育の義務っていうのは国民に課せられています。その中の、まあこれは第1項で、教育の義務というのが謳われてるんですが、第2項でですね、義務教育の無償とする憲法の理念というのが謳われてるわけです。義務教育は無償とする、先ほど町長がおっしゃられたとおり、食育という、育という食についてもその教育の一分野だということをおっしゃられました。であるならばですね、私は教材費と同じようにですね、限りなく義務教育は無償に近づける、そういった努力をですね、ぜひしていただきたいと思いません。

先ほど言ったとおりですね、財源には限りあるし、いろんな教育費、まあいろんな要望がたくさんあって、そのなかの順位をどこに位置付けるかということも非常に難しいことだと思いますけど、しかしですね、やはり小学生、中学生のですね、こういった義務教育はですね、市町村が担ってるわけですから。ぜひですね、市町村の力って言いますかね、そういったことでですね、みんなの英知を絞ってですね、この給食費の負担軽減ということにですね、今後取り組んでいっていただきたいと思いません。

先ほどもあの冒頭で町長の方から紹介がありましたけど、当時は管内で5つのですね、町や村が実施していたのは分かりましたが、その他に佐呂間町とか紋別市だとかですね、こういうところも今年度からスタートしたということでありましたんで、徐々にではありますけど、そういう方向になってるのかなというふうに私は理解しております。

十勝管内では既に3年前ですけど、もう陸別町や足寄町も実施しておりました。まあそんなことでですね、国の方の動きというのもいろいろあると思うんですけど、ぜひですね、今後ですね、前向きにですね、どうあるべきかということ議論しながらですね、父母負担の軽減あるいは健やかな子どもたちを教育する、そういったことを観点においてですね、検討していただきたいと思いません。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 議員の方からお話がありましたように、まあ最初から全額、全部を無償化するわけではなくても、まあ多子の方についての軽減だとか、いろんなやり方があるんだなあってことも今わかりましたし、それから食育という観点からいけば、まあ少し食事代、昼食っていうだけではなくて、やはり考え方も違うんだろうということも、なるほどなとお聞きいたしました。

今後、あの教育委員会ともお話ししながら検討してまいりたいと思いません。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員〔一般質問席〕 まああの相手があることだし、町内のいろんな関係者の議論も必要だと思いますし、今あの財源に限りがあるということですので、こういったことをですね、英知を集めてですね、ぜひまああの前向きに検討していただければと思います。まあ町長からもそういう回答

って言いますか、答弁だったと思いますので、以上で私の質問は終わります。

○岩藤議長 次に7番 嘉藤均議員。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 それでは通告にしがいまして町長に質問をいたしたいというふう
に思います。

森林体験交流センターの今後ということでございますけども、このあと阿部議員からも観光振興と
いうことで質問もちょっと重なる部分があるかと思っておりますけど、一つよろしくお願ひしたいという
ふうに思います。

さて、今年3月定例議会予算審議のなかで、おけと湖周辺観光施設管理運営に要する経費の説明で、
鹿ノ子ダム奥にある置戸町森林体験交流センターを新年度から当分の間休止をするとのことで少し議
論をいたしました。

このセンターは森林に対するニーズが多様化し、特に休暇を利用して体験学習をする施設が強く求
められていた時代において、レクリエーションの場、自然観察の場、休養の場、交流の場として活用
し、自然の素晴らしさや森林の大切さを学ぶための施設として町が建設し、木造2階建て、延べ床面
積402.76平方メートルで平成5年1月30日に完成した施設でございます。

当時はこの施設に常駐の職員がいてですね、平成6年では延べ人員7,306人の利用があったと
お聞きをしております。

この質問を作るにあたり、現地を多少行って見ては来ました。当初は2階から山へ通じる連絡路も
ありましたが、今は撤去され、また西側の壁はキツツキにこう突つかれてですね、穴だらけの状態
であります。また、施設のなかはですね、てんとう虫の死骸で真っ黒の状況でありました。また、この
水の便が大変悪くてということでありまして、道路下のトイレも合わせて閉館になっています。メモ
リーハウスおけとがなきあと、おけと湖周辺観光の拠点となる施設かなというふうには私考えておりま
したけども、先に向かってこの施設をどのようにしていこうと考えているのか、町長のお考えをお聞
きをいたします。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 森林体験交流センターの今後についてということでご質問でございました。

3月議会の先ほどご紹介がありましたとおり、新年度予算の審議のなかで本施設の休止についてご
理解をいただいたところであり、今年の春から休館しております。これに至るまでの森林体験交流セ
ンターの経過を踏まえてお答えしたいと思います。

森林体験交流センターは野鳥や草花、樹木、昆虫、小動物などを観察する自然観察の場、先ほど議
員もおっしゃられておりましたように、森林浴やカヌー体験など、自然レクリエーションの拠点、自
然学習や休養の場として、平成4年度に資源活用型林業改善事業を活用して、おけと湖を望む見晴ら
しの良い斜面に、緑の景観に映える板張り木造2階建て403平方メートル、給水施設等備品も含め
まして、当時1億1,300万円をかけてロッジ風の趣のある施設として整備いたしました。

当時は私も記憶しておりますが、道内でも2台目の導入となった野鳥模型がさえずる大型のバード
ツリー、それからタッチパネルパソコンによる自然教育ゲームや本格的な観察用の双眼鏡など、備品
なども充実し、また周辺整備としては裏山の遊歩道沿いに2,500万円をかけて野鳥観察施設、セ
ンター道路向い、まあ下側の方ですが、先ほどお話もありましたが、駐車場には5,000万円をか

けて簡易水洗の多目的トイレ、鹿ノ子ダム湖畔広場整備に併せて四阿も、大きな四阿も整備し、道内でも先進的な森林、湖、野生生物の観察と自然体験施設を整備したものであります。

オープン当初は5月から10月までインストラクターが常駐し、観察会、森林研修会、探鳥会などが開催され、平成6年には140日の開館日で7,000人を超える利用が記録されております。しかしながら、それをピークに年々利用者数も減少し、平成9年を最後にインストラクターは常駐を廃止し、メモリーハウスを運営しておりました振興公社に開館業務を委託しました。

その後メモリーハウスは指定管理者制度に移行した後、指定管理者事業撤退によりメモリーの休止となり、交流センターは最低限の清掃などの管理を町内の業者に委託し、無人の施設となり、イベント時の活用が主となってきました。

平成28年に発生した台風の上陸により、この森林体験交流センター付近の山林も大規模な土砂災害が発生し、道道も寸断し、湖畔広場は流出し、本施設の取水施設の土砂埋没、ろ過施設の破損、体験交流センターや多目的トイレの水が使えない状態となり、暫定的に貯水槽に消防のタンク車により給水し対応しておりましたが、その後には原因不明の漏水も発生しておりました。

また、この体験交流センターは開館当時から森林地帯の建物であり、南側の開口部も広く、日中は室温が上がることから、越冬の昆虫、カメムシやてんとう虫の大量発生が常習化し、掃除が追いつかない状態で、利用者からの不快なご意見も多く寄せられており、本年度から休館措置を図ったものであります。なお、この措置により電気代や管理経費約100万円の節約、そして仮設トイレの設置費用等の予算軽減が図られております。

昭和58年鹿ノ子ダム完成後、この周辺整備事業の実施計画により、観光施設の充実を図りながら観光事業を推進してきました。おけと湖畔には宿泊温泉施設メモリーハウス、ゴーカート場、ボート乗り場、いけす、また堤体下には鹿ノ子キャンプ場を整備し、たくさんの方にご利用いただきましたが、それぞれの施設が景気の低迷やレジャーの多様化により利用客が減少。加えて施設老朽化に伴い、メモリーハウスはついに平成29年度に廃止解体しております。キャンプ場は平成20年度以降休止しているところであります。

ご質問の件ですが、先ほど申し上げましたとおり、水道施設を復旧させるには相当の修繕料がかさむこと。昨年から続くコロナ禍において収束がまだ見えないこと。今後のライフスタイルはもちろん、観光スタイルやアウトドスタイルがどのように変わっていくか、先行き不透明のなかでは、状況を注視しながらこの地区への新たな投資を控えて静観するときだと考えております。

しかし、本年度は勝山農村公園内にトレーラーハウスを設置し、10月1日のオープンに向けて急ピッチで準備を進めております。

今後の本町の観光振興の方策として、勝山温泉ゆうゆを核として、この鹿ノ子ダム周辺を含めた豊かな大自然をフィールドとした体験観光や特産品の発掘・開発を中心に据えて観光振興策を進めることが有効と考えております。

今後のゆうゆのさらなる整備は一般社団と協議しながらふるさと農園の利活用、鹿の子沢や風穴、おけと湖などの景勝地を含めた広いエリアでのアクティビティ、来町者が楽しめるような遊びや体験を開発するなど、観光協会や地域住民の皆様の協力を得て、さらに新たに採用が予定されている地域おこし協力隊と知恵を出し合いながら観光振興を進めてまいりたいと思いますので、この森林体験交

流センターにつきましては、この休館状況をしばらく続けてまいりたいと思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、町長から答弁がありましたけども、しばらくというか、このあとについては休館をしていくと言わざるを得ない状況にあるのかなというふうに考えております。本当に先ほども申しましたけども、メモリーハウスがなくなったあとですね、おけと湖周辺の観光ということでは体験交流センターが一翼を担うのではないかというふうに考えておりましたし、それにふさわしい施設かなと思いましたが、本当に現地を訪れた状況を見ますとですね、相当厳しいのかなというふうに感じていたところであります。

また、併せておけと湖周辺の観光地ということでもですね、あの拠点になる場所、先ほどゆうゆの方のトレーラーハウスというか、コテージのような話もされておりました。実はですね、あの昨日可決をいたしました置戸町過疎地域の持続的発展市町村計画の2ページ上段に、実はこうあります。観光面では夏まつりのイベントである人間ばん馬大会はもちろん、地域のまちづくりから北海道の祭りへと定着し、鹿ノ子ダムと勝山温泉コテージと、今はトレーラーハウスのオープンも間近ではありますけども、有機的に結びつけるほか、置戸・勝山パーク場とも連携し、体験型のあるいは滞在型の観光を目指していくというような文面になっておりましたけども、そのことはこれからの置戸の観光、鹿ノ子ダム周辺も含めてですけども、少しあの場合から少し下がった位置、ゆうゆを拠点にしてることが起こっていくのかなというふうに今お話を聞いておりました。

まあ、なかなか今元々のコテージもありましたが、10月1日からはコテージじゃなくて、あのトレーラーハウスですか、そのオープンということもありますので、まだまだその場所での農村公園の場所での利用に対する開発っていうものはまだまだ必要になってくるかなというふうなことを今思ったところでありますし、実はそのメモリーハウスを休止して、今は解体して全く更地になりました。

まあその当時はですね、あのメモリーハウスをどこかに売却して町の収益にしてですね、というお話もあったんですけども、結局売却にも至らず、屋根が落ちたり朽ちてですね、3,000万円以上のお金をかけてですね、撤去をしたという経過があります。

今後その中止をしていくなかでですね、体験交流センターについてもどのような考えと言いますか、例えば今言ったように売却をしていくとか、そんなようなことが発生するのかどうかちょっと分かりませんが、何かその辺の考えがあれば町長からお聞きをしたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 今後の施設の利活用はどうなんだろうというお話だったんですけども、やはり水施設が伴わないとトイレが使えない。構造上水洗トイレに、簡易水洗トイレになってるもんですから、やはりあの活用が難しいんだろうなあと思います。

今議員が言及されたとおり、メモリーハウスも当時利活用がされるならということで公募もいたしました。何人か下見に来られた方もおられますが、改修費等を考えるとなかなか難しいというのが現実でありますので、やはりこの水道施設が相当な費用が掛かるという今の現段階では利活用というのはもしかすると難しい。ただ、例えば後半のようにイベントの時に開けて、そこで休憩をするだとか、また今回湖水まつりも2年間中止になってますが、そのときに清掃してですね、活用できるならそんなときには活用していきたいと思っておりますし、それからなかにあるものですね、それから備品類、使え

るものですね、ほかで必要なことがあれば一度町内で、もちろん公的なことで持ち出して利活用することも考えていかなければならないかなと思います。

まあ財産眠らしているだけではどうにもならんぞということなんですが、その財産がこの故障によりその価値を失っているという現実もご理解いただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 湖水まつりも2年間休んでるということで、なかなかあそこに行く機会も少ないのかなというふうに思いますけども、もし、今のなかの備品の話はこれからのまだ使い方とかいろんなことが出てくるのかなというふうに思いますけども、もう一つ、あの外にですね、あのロベルト・ベッシンさんが制作したですね、巨大なこのアオサギのモニュメントと言いますか、そういうものはあの場所に残されております。まあ訪れる人も今少なくなってですね、あれを見る人も結局はいないのかなと。ほとんどいないような状況でありますんでね、今後のそのモニュメントと言いますか、あのアオサギをですね、どのようなことで使っていくというか、価値を高めていこうかと考えてるのかについても、何かあればお聞きをしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 今お話のあったとおり、ロベルト・ベッシンが置戸に滞在期間中、移住と言いますか、滞在期間中、各町内の公共施設等にさまざまな素晴らしい作品を残していただいております。その一つにおけと湖を望むこの森林体験交流センターの場所に巨大なアオサギの鉄製の造形物を造っていただいております。

これにつきましてはですね、なかなか今あそこを訪れる方が少ないということで、利活用としてはどうかということで、一般社団の方からも今回トレーラーハウスを整備して農村公園をまた新たに開発するので活用できないかというお話を受けて、経費を掛けないで移せないかということで施設整備課と協議をしておりましたら、まあ移せることになりましたので、解体せずになるべく、そして形を残すようにして勝山温泉ゆうゆの横の農村公園の方に持ってきて、来町される、利用される方のまあモニュメントというか、インスタ映えするって言うんですか、今の観光の分野でいくと。そんなことに活用していければなということで今作業を進めているところでございます。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 今、具体的にと言いますか、社団の方からもお願いがあってというようなお話がありました。確かにあのアオサギはあのあそこのおけと湖にあって、きとおけと湖のこの魚を捕ろうとする姿が一つのテーマになってあそこに設けられたのかなというふうな気もしておりますけども、なかなか訪れる人もいなくてということであれば、別の場所への移動、あるいは利活用ということで最大限に活かしていただきたいというふうに思いますけども、元々あのゆうゆの前の方にはシロハヤブサでしたか、よくあの大風が吹いたらコロコロ転がるようなものもありましたけども、併せてそのトレーラーハウスの方へアオサギを持ってくるということであればですね、今度はもちろんゆうゆはもちろんそうですけども、置戸町の観光に来る人、滞在や体験をするという形で来る人も結構いるなかで、そのアオサギが羽を広げてですね、迎え入れるようなことでの利活用をしていただければ一番こう製作者のロベルト・ベッシンさんも喜ぶのではないかというふうに思いますけど、もう一度町長から何かあればお聞きをしたいというふうに思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 あの、勝山温泉ゆうゆの方にはシロハヤブサ、正面玄関がシロハヤブサ、それから館内にも小さなモニュメント、鳥があります。そしてこのアオサギが来れば作者ロベルト・ベッシンの承諾を受けて移設してるかということになればちょっと連絡を取っていないんですが、まあ推察すれば多くの方にロベルト・ベッシンさんのその作品が目に触れていただくことが、一つは本人も納得していただけるかなと思いますし、まあこれが置戸のイメージモニュメントとして多くの方に見ていただくことが置戸の新たな観光、それから交流人口を増やす一つの方策となると思いますので、こんなことで移設を行っていきたいと思っております。

○岩藤議長 7番。

○7番 嘉藤議員〔一般質問席〕 まあ、移設を行って行ってですね、ゆうゆのある意味一つのお客さんに対するイメージづくりになるのかなというふうに思いますし、まあこれからの観光のあり方についてもですね、おけと湖周辺と言いながらゆうゆを核としたですね、観光整備をしていっていただきたいというふうにお願いをして私の質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長 次に5番 澁谷恒壹議員。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 それでは私の方から通告にしたがいまして、町長へ選挙公約のときから、いの一に公約として掲げておりました児童館建設のことについて質問をしたいと思います。

先の町政執行方針のなかで検討会議を設け、建設に向け進めていくということですが、現在の進捗状況を伺います。調べてみますとこの児童館というのは昭和26年に運営する基本方針が国より出され、児童厚生施設運営要領の提案がなされ、昭和38年地域の児童館の設備や運営費を国が補助する制度が生まれ、現在のような公的な施設として高い水準を持つことができるようになったと記されております。

このように、国の支援を受けながら子育てできる環境をすぐにでも実現したいわけですが、町の財政を考えたとき、3月議会においても申し上げましたが、簡易水道事業等の償還がここ数年ピークを迎えており大変厳しい状況ですので、運営も含め再検討し、また将来の人口動態を考慮し、新築と既存公共施設の改修等も踏まえ、特にあまり使われていない部屋など改修するという必要もあるかと思えます。

また事業費の関係もあります。第6次総計では概算と思いますが、2億円の予算が記されておりますが、この金額では到底できないと思います。また児童館の所管はどこか。先日の町長との話を思い出すと、障がいの持った子も受け入れられる施設とも聞いた記憶があります。そうなりますとそれなりの資格の持った専門支援員を置くことになると思います。その他児童館の施設内には平成27年放課後児童指導員の資格が新設されてから最低2名の有資格者を配置することが決められているようで、児童館は体育館的な要素も取り入れるので規模も大きくなり、運営も現在やっているくみの会のようにはいかず、現在の指導員的な職員の処遇も月10万円くらいでは1日拘束されていると聞いており、これでは応募はあまりないと思います。まずは役場の機構改革を先にするか、現状の形ですのであれば人員を増やさなければならぬと思います。

以上申し上げましたが、進捗状況と運営等、児童館全般的なことも含めて町長に伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 児童館建設の進捗状況についてのご質問ですし、その前段で児童館の考え方についても問われたと思います。私が公約として掲げた児童館建設でございますが、放課後児童クラブ、現在旧めぐみ幼稚園を中心にコロナ禍での分散保育をしておりますが、中央公民館等を使いながらも行なっております。旧めぐみ幼稚園が老朽化に伴い、保護者からも早期の建て替え、そして改修が要望書として出されておりました。施設更新のタイミングで町内の高校生まで子どもたちが自由に気軽に誰でも利用することができる施設として施設機能を拡充し、新設したいという思いで当時公約として挙げさせていただきました。

この裏にはもちろん保育に欠ける児童だけが集まる施設に大きな投資はやっぱり控えるべきだということもあり、やはり今町内でどのような実態にあって、どんな人が、子どもたちが困っているのか。そして子どもたちの遊び、そして集う場所がどうなのかというようなことも含めて幅広く考えたものでございます。

具体的にはすべての子どもたちの居場所を確保できるような機能を持たせたものが児童館という思いで私は載付けておりましたが、現在、くるみの会の児童数はこのコロナ禍で減っております。先週ちょっとお聞きしますと、以前は50名程度が登録があって、30名から40名が来ているコロナ前だったんですが、今はやはり接触を避けたり、子どもたちも自宅にいることに慣れてきているということもありまして、20名程度の利用者となっております。

まあこんなこともありまして、なおさら作っても利用されないのではないかということも私も思っておりますし、しかしながら一方で障がいなどにより町外への通所を余儀なくされて、放課後サービスを受けている児童もいることも事実であります。いろいろな子どもたちの幸せを願ってできるような施設を考えたいということで、社会教育課の方をお願いをして、いろんな意見を聞きながら進めていきたいということで、先ほどご議論のありましたように検討会議を設けて、これからの計画を練っていくということでお話をさせていただいております。この検討会議はまだこのコロナ禍で準備が進んでおりませんが、人選については終わっております。くるみの会の父母の会の会長さんやPTAの会長さん、それからどんぐりのPTAの方、それから各機関の施設長、機関長の方々17名を予定しております。

もちろん役場の職員といたしましても、福祉分野の職員から学校教育の職員まで踏み込んでおります。それに一般公募も行いまして1名の方が応募に応じていただいております。このなかでこれから議論を始めていきたいと思いますが、最初に考えていましたのは、やはりどんなあり方がいいのかフリーハンドでいこうということで、先進自治体への視察を最初に持っていこうということだったのでございますが、このコロナ禍でなかなか視察先への迷惑やそれから行くような状態ではないという状況で視察が実施できておりません。保護者のアンケートも一部くるみの会の保護者で行った意見がありますが、それだけでは不十分だと思っております。

ご質問のありました具体的な運営体制や職員の処遇、建設場所については今後この検討会議のなかで協議していくことになると思いますが、まだその一歩もまだ出ていない状況で、どうのこうのと申し上げる段階ではないことをご了承いただきたいと思います。

なお、この検討会議は今月以降、初会合を計画しておりますので、このなかでどのように進めていくか検討をしながら、あの早急に取り組んでまいりたいと思いますが、やはりこの子育て支援につき

ましては、過日も道東の鶴居村の例がありました。やはり運営のことも地域の住民を巻き込んで運営した良い事例も報告があります。まあ先ほど職員の処遇のことも言及されておりましたが、この職員が運営するか、町営で運営するかも含めてですね、この運営のあり方は検討していかなければならないというふうに思っておりますし、新築の建物に固執してるわけではありません。やもすれば今使っていない施設で可能なもの、そして一緒に使えるようなもの、今現在でもですね、中央公民館を使ったり、それから夏のくるみの会はプールで活動したり、いろいろな施設を利活用しながら大規模なものを作るといふことに固執してるわけではありませんので、そんな工夫もしながら、子どもたちが本当に集いやすい場所を作っていければなと思います。それは大人の検討会議だけではなくて、子どもたちがどこなら集まる、どこなら行きたいというような意見も聞きながら進めていかなければならないと思います。

機能につきましては放課後児童クラブ、障がい者支援に係る放課後デイ、子育て包括支援センターや子ども家庭総合支援拠点などが考えられますが、果たして本町はどこまでそれを実現できるのか、そしてどこまで持つべきなのかということを実践的な協議を進めてまいりたいと思います。

当初計画しておりましたタイムスケジュールでは本年このような検討をして来年度実施計画ということでお話をしておりますが、若干遅れるかもしれません。昨今、政府与党の方ではこども庁の創設が議論されております。これはある意味追い風であると思っておりますし、財源的な手当ても図られる可能性があります。これを見定めながら、併せてこの作業スピードを作成していきたいと思っております。まあ具体的な答えができませんが、場所やスタッフの配置、これから検討の課題だと思っておりますのでどうぞよろしく願いいたします。

○岩藤議長 質問の途中ですが、しばらく休憩します。

午後1時より再開します。

休憩 11時55分

再開 13時00分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を続けます。

5番 澁谷恒壹議員。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 午前中に町長の方からいろいろ答弁をいただきました。そのなかでは大枠としては、まあ私の考えとそう変わらないのかなと。そのぐらい慎重に考えてくださっているのかなと、そういうふうにはあの感じ取っております。

私が一番心配してるのはですね、やはりこの児童館をどこでどんな形で行政が担当するのか、その運営の方を一番心配しているわけでございます。それらがやはり解決しない限り前には進むことはできないのかなと、そのぐらい重要な施設になっていくんじゃないのかなと、そのように考えております。

そんなことで、どうかそのこれからまあ先ほど町長申しました17名の検討会議なるものを作り検討していくということでありましたけれども、そういった、その特に運営の方については時間をかけ

てですね、決めていただきたいなど、そのように思っております。

確かにコロナになってからの利用度合は非常に少なくなってきているというお話ですが、これからやはり共稼ぎが当たり前の時代でありますので、当然少なからず最低限の人数20名から30名くらいの登録は常時あるのかなと思っておりますし、改築とかそういった部分も先ほど町長も言いました、私も言いましたけれども、新築ばかりでない、今ある既存の施設を今一度見直しながら進めていくというのをとにかくやっていただきたいな、そのように思っております。

そんなことで、これはあの今福祉の関係も含めてですね、なかなかその指導員的な立場、あるいは保母さん含めてなんです、非常にその募集しても集まらないっていう、そんな状況のなかでね、本当に来ていただけるのかなっていう、そういう心配もないわけでございませんで、なんとかそういったことも十分クリアできるのであれば、そういう方向で進みながら行っていただきたいなと思います。これからその今年その検討会議なるものをまあ来月からやるということですが、今年何回ぐらい予定してるんでしょうか。それとも来年度に向けて進めていくっていう話なのか、その辺もう一度お伺いしたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 検討会議の方は本来であればもう少し早く立ち上がって視察を先行しながらいろいろ事例を見ながら検討していこうという構想でありましたが、このコロナ禍で遅れております。何回ってことはちょっとまだ言えないんですけども、あの日額報酬で予算を見てるわけではありません。謝礼をお願いをするということになってるので、必要に応じて何回も開催ができると思います。やはり運営や、それから今のこれ児童館って言うんですけども、ニーズの多様化もあります。どんな施設がいいのかを含めてですね、どんなあり方、福祉分野のアプローチ、それから放課後児童のアプローチ、そして子どものたまり場のアプローチ、いろんな角度から見て、あの素晴らしい建設計画、そして設置計画を作っていただければなと思いますので、議論を期待しているところであります。

まあ、あの先ほども言いましたように、いろんな町では運営についてもやっぱり苦心されてます。まあ私はあの私見ではありませんが、一部の方からは町には高齢者という、知恵の宝もいるじゃないですか。そういう方もこういうところに参画して一緒に子育てを支援してはどうかというアイデアの意見もありましたし、いろんな方策、そして子どもたちにとって良いものができればなと思います。最悪なのは素晴らしい巨費を投じて作ったけども誰も来ないというような施設にならないようにだけ考えてまいりたいと思います。

それから今ある公共施設を活用してっていうことでは、今の小学校を使えないだろうかとか、それからまあいろいろなスポーツセンターを活用しながらやってはどうかというような意見も出てますし、やはり親の送迎の関係もあるからこどもセンターどんぐりの方の近くがいいっていう方も、いろんな意見がありますが、そんなことも含めて広く検討してまいりたいと思いますのでよろしく願いいたしたいと思います。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 確かにあの一番はやはりあの親御さんのですね、考え方等も十分取り入れながらやっていかなければならないことだと思いますし、やはり私も感じてたのは、やっぱり

スポーツセンターとか、まあ中央公民館も若干空いてる部屋もありますし、そんなことを考えると必ずしも新築っていうのはどうかと。そんなようなことを常に考えておりましたので、どうかその辺も含めてですね、十分検討して進んでいってほしいと思います。

だいたいあの児童館につきましては、町長の考えも分かりましたので、とにかく親御さんの意見を十分取り入れながら進めてやっていってほしいと思いますので、児童館の方の質問につきましては以上で終わりたいと思います。

続きまして私の方から教育長に質問させていただきたいと思います。置戸高校の現状についてということで、私自身がまあ感じていること、そしてまた我々が議員の立場でもいろいろ協力してきました。そんななかでいろいろ感じましたことを含めて申し上げたいと思います。

今現在の基準では地域連携特例校看護、または福祉に関する学科を置く高校は5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続して10人未満となった場合、翌年募集停止となるようですが、今日まで置戸高校福祉科の生徒募集に向けて、町をあげて置戸高校支援対策協議会や副町長を隊長として置戸高校を有名にし隊を作り、役場管理職をメンバーに募集運動を展開してきました。また議会も年に1度の札幌での研修会のあとに、札幌市や周辺の各中学校訪問のお手伝いをしてまいりました。残念ながらこの募集運動もここ数年定員には程遠い状況が続いていることは皆さんご承知のことと思います。

また数日前、隣の留辺蘂高校の報道があり、2022年から24年度の公立高校配置計画が発表され、留辺蘂高校の23年度生徒募集停止が盛り込まれ、25年3月の卒業生を送り出し閉校と、地元の関係者も落胆の声が上がっているということでもあります。これはわがまちのこととして私は受け止め感じておりました。

また、留辺蘂高校は今年から存続に向け、道内では珍しいeスポーツを発足させ、マスコミ等で報道がなされておりましたが、今年度の新入生は11名と昨年度をさらに下回り、道教委は学校の努力は認めるが結果がついてこなかった。そして同時にある程度の規模の生徒が集まり、さまざまな価値観に触れることが重要と、生徒募集停止の判断理由としたと言っております。

このことは置戸高校の現状そのものであります。本定例会においても連合よりこれからの高校づくりに関する指針として北海道知事、北海道教育長、北海道議会議長に意見書が出ており、そこで教育行政のトップとして、わが町のためにぜひ北海道知事へ先頭に立って今まで以上の行動を起こしていただきたいと思っております。

また角度を変え、教育長自身の経験など参考になるような事柄がないでしょうか。そのようなことも踏まえ置戸高校福祉科のPRに織り込むなど、今までとは違った観点でのやり方で募集に繋げてくよう模索してはと思います。今日まで置戸高校福祉科に対し、毎年1千数百万円の支援をしてきたわけですが、場合によっては内容を検討する必要もあるかもしれません。このことは置戸高校支援対策協議会と十分検討し進めていかなければならないと思います。

以上申し上げましたが、教育長の考えなど、前向きな答弁をご期待申し上げます。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔登壇〕 置戸高校の現状及び再編整備についてということで答えさせていただきます。

先日留辺蘂高校の募集停止が決定して、状況はさらに悪化してるなあというふうに感じていて、今以上にこう危機感を持って取り組んでいかなければならないなというふうに思っています。

はじめに直近5年間の入学者数を話したいと思いますが、平成29年が15名、30年が10名、令和元年が13名、令和2年、3年がそれぞれ10名となっていて、一般的に道教委が示す再編整備の20名未満となっている状況です。ですので、あのいつ再編整備の高校として示されるか、示されてもおかしくない状況にあるなというふうに受け止めています。

次にあの支援策についてですが、毎年度状況を分析しながら新たな取り組みを展開し、その充実を図っているところです。今年度は従来の支援策を継続するとともに、新入生から制服購入費補助として一律5万円、寮生に対して月2回のゆっゆ入浴サービス、またあの福祉の夢サポート奨学金がありますが、今まで卒業してから5年間の従事期間だったんですが、この3年間に短縮して使いやすいようにしました。また、大学等に進学した場合はその間猶予するというので、その制度も少し改善を加えました。

またあのYouTubeを使用して生徒の姿・声、それをメインとした2本のPR動画を作成し配信しております。1本はストーリー版で、もう1本は置戸高校生の入学してどんな学校か、それからどんな大人になっていきたいか、どんな介護士になっていきたいかという声をメインとした動画なんですが、視聴数なんですけれど、ストーリー版の方は配信して1カ月ほどで1,000を超えました。あの小さな市町村で配信するYouTubeは500ぐらいがちょっといい数字かなというふうに思っていますが、1,000を超えたので結構インパクトがあって興味を持たれているんだなというふうに思っています。

また、あの若者に人気のあるInstagramやFacebookに、あの広告を乗せるなど、SNSを活用した置戸高校の認知度アップを図っているところです。さらにあの在校生との座談会も始めました。またアンケートも実施しました。そのなかで置戸高校の志望動機にあの保護者が介護施設だ、介護福祉士だという生徒が少なくないということがわかりましたので、従来行っていた学校訪問を、介護施設にも行って、あのポスター、パンフレット等をダイレクトメールで発送したり、実際に訪問したりして、あのPRの部分を広げているところです。とにかく1人でも多くの入学者を募るために、課長とできること、思いつくことはとにかくもうやってみようということで、本年度取り組んでいるところです。

あの、また今年度コロナの影響下で学校説明会、体験入学会を開催することができませんでした。それであのZoomでのオープンスクールを今月の18日に、授業ライブの配信もあの22日に実施する予定になってます。その参加者ですが、管内8名、管外10名の数字になっています。ちなみに昨年度の説明会は11名、体験入学は10名の参加でした。今年度は管外だけで釧路、白糠、根室、上富良野、千歳、北広島、札幌から10名の参加があるということで、あの今年度のPR活動の取り組みについては一定程度効果があったのではないかなというふうに現段階で評価しているところです。

次に、あのこれまでの支援策の効果についてですが、最初に保護者の経済的負担軽減のための支援策については、全国的にあの経済的な理由で中途退学をする高校生が増えています。もしこの支援策がなければ家庭での経済的負担はとて大きくなります。あの、この支援策があることで、あの入学を決断したり、卒業を迎えることができた生徒は、あの少なくなかったのではないかなというふうに評価しています。また、あのポスター、パンフレットがきっかけとなったという入学者も多く、あのPRは重要だなというふうに押さえています。あの、より多くの中学生に置戸高校の存在を知ってもら

い、より心に響くメッセージで置戸高校の魅力を発信していくことがとても重要だなというふうに考えています。今後もあの経済的負担軽減の支援策とPR活動を中心に据えての入学者獲得のための活動が重要というふうに考えております。

最後に教育行政の長としてどのように考えているのというご質問ですが、私はあの現場にいるときから学校、そして教育というのはあの1枚の織物だなあというふうに考えています。先生方の学ばせたい、教えたいという強い糸と、子どもたちのあの学びたいという強い糸が、こう巧みにこうあやなされて、卒業までに1枚のこの織物を、個性豊かな織物を織っていくんだなというふうに考えています。あのそのことを考えると、本当に置戸高校は授業を見ても、それから卒業式等を見ても、本当にいい学校だということに痛感しています。その素晴らしい学校で一人でも多くの子どもたちがいろんなことを学んで卒業していつてもらいたいなというふうに強く思っています。また夏まつりなどで目にする置校生の姿は町民に元気を与えてるというふうに思いますし、また卒業していった生徒が置戸町で介護福祉士として活躍している卒業生を見ると、あの福祉の町の象徴としての一つの存在だなというふうにも考えています。

その置戸高校がこの町から消えた姿を想像するとき、あの絶対になくしてはいけないなというふうな思いが強さを増します。これからは学校と地域の連携、特にあの生徒が楽しめる、そして活躍できる授業を積極的に展開していきたいなというふうに思っています。そうすることで置戸高校は地域コミュニティの活性化を図る大きな力となっていくんだらうなというふうに考えています。

したがいまして、今後も置戸高校に対し、現行の支援をより志願者が増える効果的な支援を模索しながら取り組んで、あの道教委にはですね、道教委が言う一般的な再編整備の20人未満ではなくて、現在適用されている地域の取り組みを勘案した特例的な取り扱いの継続で、あの10人未満になった場合に再編整備ということを継続していただくよう要請していきたいなというふうに思っています。また、あの優秀な介護福祉士の育成は喫緊の課題であるということも強く訴えて、魅力ある職場だということをお道教委の方でも積極的に配信していただくよう強く言っていきたいなというふうに考えているところです。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 今、現状等含めていろいろお話をさせていただきました。まあ今までやってきた部分については、まあ結果にあまり結びつかなかったというのが現実と思います。これからは今教育長も言われた、去年できなかった、コロナでできなかったその体験入学とか、そういったことを全部、ほとんどまあPRのこととしてYouTubeとか、そちらの方にシフトして、まあそれを見ていただいている方が予想以上に見ていただいているというふうに報告があったわけですけども、やはりそういったことが常に情報を発信していかないと、そういうことにならないのかなと、そういうふうにも思いますし、その質問でも言いましたけれども、現場の経験をもって言ったのはですね、私個人的にはね、外国の方へ行って来られて、教鞭をとられたと。その関係を何とか引き出しながら、出しながら、これに結びつけていけないのかなと、そういうこともちらっと考えたことがありましたのでね、おそらくその頃の教え子さんは世界のどこかにいると思うんですけども、大人になってるかと思えますけども、何かそういった方向で連絡が取れていくのであれば、そちらのパイプもまた別な形で置戸高校に来ていただけるような、そんなようなアンテナも教育長は持つてらんじゃないのか

など。そういうこともあの感じましたのでね、教育長でなかったらできないことがらもあるんだなということを十分認識して、そちらの方でもちょっと勉強していただけないのかなと、そのことについてちょっとお話ししていただきたいなと思います。

○岩藤議長 教育長。

○平野教育長〔自席〕 道内だけではなくてね、もっと広い、広く入学者を募ってはどうかということだと思うんですが、あの海外からのね、あのそういう介護福祉士を育成するっていうことも、とってこれからは重要な位置になるなと思ってますが、今年ですが、置戸高校と今以上にタッグを組んで今の状況を打開したいなというふうに思って、ちょっと取り組みを進めていることがあります。あの一つはやはり募集の方向を広げたいということで、まずは道外からあの入学志望者を募ることはできないかということで、今置戸高校で積極的に動いています。それで現段階で言うと、入学願書を出す段階で住所がないと、北海道に住所がないとあの置戸高校志願することができません。それで方法としては本人が北海道へ移住する、あるいは家族が移住しなければならないんで非常にハードルが高いんですが、でもそんな方法もあるよということで道外、特に東京なんですけれど、発信できないかということで、すでに置戸高校の方では動いています。また、あの今年度、苫前の高校が全国募集を開始したんですが、毎年1、2校全国募集が許される学校があるんですが、あの全国募集が道教委で許されると、住所がなくても、家族が北海道に移住しなくても受けることができます。そっちの方が非常にハードルが低くて、あの入学者を募りやすいんです。それであの北海道に要請をしてる時にもぜひ全国募集でということで道教委の方をお願いしてますが、その声をさらに強くしていきたいなあとというふうに考えています。まずは広げるということでは今の段階でやっていることはそれです。

次にこれが一番私は効果があるかなあと思っているのは、やっぱり中学生は普通高校の志願者がとっても多いです。その普通高校の志願者をどうにか置戸高校の方に取り込めないか。特に置戸中学校からの入学者が少ないので、そこをぜひとも打開したいなというふうに思っています。それであの動いて、今動き始めてるのは置戸高校の先生と中学生との距離を縮めたいなというふうに考えていて、置戸高校の先生が今、中学校の出前授業に行っていたり、それから夏休み学習サポートをやってるんですが、そこで来てもらって、あの学習サポートとして置戸高校の先生に参加していただいて教えていただく取り組みを進めています。そのことで置戸高校の先生ってこんなんだなあ、置戸高校の先生っていいなっていうふうに感じてもらうことで、入学に結びつかないか、また実際に置戸高校の方に行って、学校を見学したり、あのもっともって身近な、置戸中学校の生徒にとって身近な存在になるような取り組みはないかということで今一つずつ進めているところです。さらに一歩進んでます、置戸高校は。あの置戸高校を卒業した時点で、介護士だけの道ではなくて、いろんな進路があるんだよということを発信していきたいということです。ただ、今の現状、今のカリキュラムではやっぱり介護福祉士にシフトしてるので、なかなか上の学校に行くとかなんとかっていうと、あの単位の関係で非常に難しいことがあるので、あの柔軟な単位が取れるように、今あの教育課程そのものを見直して、カリキュラム自体を変えて、あの普通科志望の生徒が来て、自分は大学へ行くんだとか、自分はあのこういう専門学校に行くんだという道を、今そんな可能にするあのカリキュラム、教育課程を編成することを考えておられます。あのその答えも近いうちに出て、次年度のあの入学者からその対応ができるよということで今頑張っていたいただいておりますので、今後それが入学者を増や

す大きな力になるのかなというふうに思っていますので、それらも教育委員会としてサポートしていきたいなというふうに思っています。

これからもいろんな支援策が考えられて効果があったり、全然効果なかったりすると思いますが、いろんな取り組みを進めていきたいと思っておりますので、議員さんたちも今までも力を借りてますので、これからもいろんな形で支援していただけたらというふうに思っていますので、これからもよろしくお願いいたします。

○岩藤議長 5番。

○5番 澁谷議員〔一般質問席〕 こうやってあの教育長と置戸高校についての話を長々と話したこともございませんので、大変良い機会を得たなと私は思っておりますし、皆さんもそう感じられたのかなと思っております。そんなことですね、かなり期待の持てる内容のものも入っているなど、そう思っております。なんとか来年の入学の募集人数、これの数字も今まで以上の数字期待できるような実績を出してほしいなと思っております。

そんなことですね、今はその全国に向けてということで、その中でやはりあの今どこもそうですが、介護士もそうですし、農業関係もそうです。今、まあ町の方でもまあ地域おこし協力隊という形でいろいろ募集しておりますけども、なかなかこちらで考えてるような人数もすぐ揃えられるわけでもない。そういう実態のなかで福祉科だけがってということにはなりませんけれども、やはりこれからの時代、国際化社会の時代ですので、やはり外国人労働者的な研修生とか、そういう部分まで置戸高校もやはり取り入れていくような時代になっていくのかなと。その一つのきっかけとして教育長自らそういった行動していただきたいなと、ぜひお願いしたいなと思っております。

そんなことで、まあ置戸高校がまだまだこれから先続いていくことを期待するのと、教育長の腕にかかっているなという部分もないわけではございませんので、よろしくお願いいたしますと思っておりますし、これから置戸高校が益々栄えていくことを。

それとですね、ちょっとあの自分自身で感じていたことが70周年、今年開校70周年ですね。せっかく新聞等で報道された、いわゆるあの玄関前のレンガの北見工業高校が奉仕でやってくれてる部分ね。あれをもっと、その置戸高校のまあ言ってみれば周年事業ですよ。それらもどんどん発信していくべきじゃなかったのかなと。ああいう行動を起こす前から前触れとしてね、YouTubeでも何でもあげてくれればまだ違ったのかなという部分がありましたので、やはりそういう何十年に1回っていうね、大きな事業ですので、そういうのもぜひあのPRの材料としてすべきでなかったのかなと、そんなふうに感じましたので申し添えておきたいと思っております。そんなことで私の質問は終わらせていただきたいと思っております。

○岩藤議長 次に3番 阿部光久議員。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 通告にしたがいまして町長に質問をいたします。昨年策定の第6次置戸町総合計画。そのなかの観光振興について質問させていただきます。

現状と課題に、観光は人口減少や少子高齢化が進行するなかにあって、町外からの交流人口の拡大により、地域に活力をもたらす重要な役割を持っていると、このようにされているわけであります。近年では訪日外国人旅行者数がアジアを中心に依然として急速な拡大を続けており、その訪問先も都市部から地方部へと拡大をしています。また、スマートフォンの普及によりSNS等を通じて誰もが

簡単に観光情報を得ることが可能となり、従来の団体旅行から少人数の個人旅行へと旅行スタイルも多様化しています。このような変化を見極め、新しい観光ニーズに対応できる体制を整備することが求められているとされています。

観光により地域の活性化を図るため、観光資源の魅力向上や観光PRを推進するとともに、観光振興体制の強化により観光の振興を図ると、このようにされています。また、観光資源の整備充実のため、次の取り組みを行う。観光施設の整備、自然素材を活用した観光開発、新たな観光資源の発掘と特産品開発、食のまちづくりと連携した観光の推進、個性的な観光イベントの推進、広域観光推進体制の構築、観光施策の新たな展開の推進とされていますが、昨年来の収束のできない新型コロナウイルス感染症対応と第6次置戸町総合計画が同時進行となっておりますが、その取り組みと推進状況について伺いたいと思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 ただいま阿部議員から第6次総合計画の観光振興についてのご質問がありました。まあ阿部議員のご意見と同様に、新型コロナウイルスが猛威を振るい始めて2年目となっております。これは誰もが予想できなかった状況でありますし、また収束の目処もなかなか立っておりません。次々と変異株が出現し、ワクチン接種は進んでいるものの、なかなかその光が見えてこないのも現実であります。

一方でワクチン接種が進んでいることから、政府はこのG・O・T・Oトラベルをはじめ、経済との両立にまたもや再始動を始めようとしておりますし、これにつきましては尾身会長など慎重にやるべきだというご意見もありますが、やはりこれでは日本の経済が回っていかない、労働者の生計が立って行かない現実もあるだろうと私自身もそう思っております。

第6次置戸町総合計画の策定の頃には、先ほど議員がおっしゃられましたが、インバウンドが全国的にも、そして北海道がとりわけこれを取り込んでいきたいということがテーマとなっておりますが、いかんせんこのコロナウイルスで国同士の交流がこのように制限をされている状況のなかでは、なかなかこれさえ目処が立っていないのも現実であります。

北海道は恵まれた自然や広大な大地、そして海、山、川、バラエティにとんだ自治体が多くあるなかで、一次産業のみならず、この観光分野での経済の活性化は大きな可能性を秘めているところだとも言われております。本町におきましても豊かな自然を背景に、観光に取り組んでまいりたいということで、この総合計画が策定されております。また、観光のスタイルもホテルや旅館、大規模なレジャー施設での集客だけではなく、密を避けるためにアウトドアの要素を含んだ新しい宿泊スタイルへと大きく思考が変わってきていることから、今後家族や個人単位での旅行の増加を見込み、新たな観光資源といたしまして、本町では今般のコロナウイルス感染予防感染症に対します地域創生交付金を活用してトレーラーハウス5台の設置を進めているところでございます。

指定管理先の一般社団置戸勝山温泉ゆうゆでは10月1日のオープンに向け、最高の形でお客様をお迎えしよう。そしてこれ以降の継続したリピーターを増やそうということで、連日準備に追われているところであります。

8月の臨時会において、観光誘致PR事業として、このトレーラーハウスやコテージを含めた本町のPR動画の作成、メディア配信に係る予算を可決いただいたところであります。具体的には置戸町

の新たな良さをアピールするため、観光施設、自然、トレーラーハウスやコテージ、宿泊施設などを実際に視聴者が見て興味を沸かすような内容の動画を作成し、動画投稿サイトや町のホームページにおいて公開するとともに、併せましてコマーシャル作成も行いました。

テレビの力を借りて置戸町の宣伝効果の促進を図るものであり、すでにおとといの9月14日からSTVで放映がされておりますが、予算の関係上15秒程度の映像でございまして、放送時間もその日その日で大きく変わっておりますが、このような取り組みも行っております。

また、先日補正予算の説明をいたしました。町外に向け、町の魅力を発信するため、北見バスと連携し、女満別空港=北見間の連絡バス、北見=札幌を結ぶドリーミントオホーツクのシートポケットへのプロモーションパンフレットの差し込みやターミナル内へのポスター掲示など、交流人口拡大に向け、本町の魅力を発信するよう取り組みを強化していこうと考えております。

特産品開発におきましては、現在販売しております白花豆焼酎が在庫がなくなる予定ですので、新たに製造を依頼していた酒造会社が製造ラインのなかで目処が立ちまして、このたびまもなく本町にも届くようになっております。この焼酎は40度の焼酎で、瓶やラベルの装いも新たにお披露目となる予定でございます。これはふるさと納税に合わせてぜひともあの取り組みたいことが実現できております。白花豆100%、置戸町産の原料による40度600本を新製白花豆焼酎として販売してまいりたいと思います。

また、現在規格外製品のヤーコンを活用した加工品の製品化に向け、関係者や有志の方が準備を進めています。まだ報告できる段階にはありませんが、麺やいろいろな加工食品として可能性を秘めているということで研究段階に入っております。これらの取り組みは観光協会に全面的にご協力をいただいて進めておりますが、今年度より新たに理事3人を迎え、アフターコロナの対応に向け、観光振興の協議を進めていただいております。

また私の政策として積極的に取り組んでおります地域おこし協力隊ですが、現在2名の方が活躍いただいておりますが、今般4名の、新たに4名の方を内定しております。まだまだ予算にも余力がありますので数名採用をしたいと思いますが、そのうちに主に観光協会の事務事業、産業振興課観光係と連携して行う地域協力隊、観光特産品の開発や製造支援、流通のための支援に取り組んでいただく隊員として活躍を期待しているところであります。また、自然インストラクターを目指して業務を行ってもらうための隊員を勝山温泉ゆうゆを拠点として活躍してもらう隊員1名を内定しております。

私たちは置戸に長年住んでいますが、新しい視点で私たちが気づかない観光視点、そしていいものというものを置戸町の魅力として再発見し、観光に結びつけるよう取り組んでいくために地域協力隊の活躍を期待しております。

議員のご質問の中に観光推進体制のあり方、それから広域の観光の取り組みとありますが、広域の方もこの観光の現状のなかでなかなか大きな事業を立ち上げていることができおりませんが、この推進体制は本町においては観光協会を中心に人材確保しながら取り組んでまいりたいと思います。そのうちには地域協力隊の活躍、そしてそのなかからその任を担っていくような方も現れればと期待しているところでございます。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 先ほど申し上げましたように、コロナに開け、コロナに終わるよう

な毎日だったというふうに思います。そんななかで、ただいま答弁いただきましたように、これほどのことができる、すごいと思うんです。ただ、5次から、5次の総合計画のなかから関連をして続けてきた事業もあろうかと思えますから、そのことを差し引いても随分あのいろんなことをやられているんだなというふうに驚いております。

観光振興は人を呼び込むことが基本になるんだと、このように思います。そのためにはそれぞれが交通機関を利用してということになりますが、置戸町に来るためには唯一の公共交通機関であるバス、または自家用自動車ということになろうかと思えます。先般、北海道開発局の事業審議委員会が未着工のままになっていた北海道横断道網走線足寄—陸別間3.1kmが事業再開がされることが了承され、十勝圏とオホーツク圏が高規格道路で繋がる道筋がつくこととなります。銀河線廃止の代替え措置ではありませんが、置戸町が受ける恩恵は大して多くない。そういうなかではありますが、現在小利別に置かれているインターチェンジを廃止する計画が出されています。まあその3.1kmのなかにインターチェンジを1個設けるということになってますから、計画では、それはきっと陸別町の町に関わることで、このように思うんですけども、小利別のインターチェンジがなくなると置戸に来る道がない。十勝の方からせっきやく置戸に向かってこようと思っても、あの道を使ってくると小利別で降りないと訓子府まで行ってしまふ。ぜひともですね、このインターチェンジを廃止をされないようにですね、要請行動もしっかりしていただきたいなど、このように思っているものでございます。

アクセスをできる道路は1路線でも多くあればいいというふうに思いますから、現在、通行の状態が良くなっている鹿ノ子ダム、十勝三又間もそうであります。あそこはオフロードバイクの観光ルート、そういう道でありますから、きちっと開けて通れるようにしてあげると、その旅行者も大変喜ばれ、まあそれで経済がどうかということではないですけども、大変喜ばしいことだというふうに思います。私も道路が通れる時は1年に一度は必ず十勝三又の方に行くと。あそこの喫茶店でご飯を食べて帰ってくるけど、1年のうちの日課でありますから、ぜひともですね、あの道も通れるようになればいいなど、このように思っているものでございます。

先ほど嘉藤議員が森林体験交流センターの今後についての質問がございました。重複する部分があるかと思えますけれども許していただきたいなど、このように思います。このことはきっと嘉藤議員発言しないのかなと思ってたんですけど、この建物の入り口に設置をされていたロベルト・フリオ・ベッソンの最大の作品であるアオサギの彫刻がどこかに行ってしまったよと、こんなことでございます。実際には今の温泉のところにまあ安置をしている状態ですね。作者はあの場にですね、この作品を湖全体のイメージのなかから大きさ、そして森林体験交流センターの建物との調和を考えて製作したものだと、このように思っています。交流センターの老朽化で利用中止中でありましてけれども、使わないでいますと使えなくなります。町は使えなくなった。だから解体撤去をしたい。これはそのように進んでいくんだろうと思います。どうせ撤去するんだからアオサギの彫刻もいらない。そういう話なのでしょうかと、こういうことなんですよ。誰がそのような話を進めたんですか。もしもあれを動かすのであれば、ある程度みんなの理解を得てからやるべきだったと、このように私は思うんですけども。ダムが建設されて、多くの施設が建設され、置戸の観光拠点として大いに期待をされたのですが、キャンプ場、メモリーハウス、森林体験交流センター、使わないトイレ、何度も壊れたワカサギ孵化場、どれほどの予算が投入されたんでしょう。また、おけと湖はこれから発掘しようとし

ている観光資源じゃないということになりますから、このような、今後このような展開をどういうふうに考えていくのかなと。そして町長が考える観光振興のコンセプト、そういったものがあるのであればお聞かせを願いたいと、このように思います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 大きく分けて、観光には交通網の大切さの話と、それから鹿ノ子ダム周辺の観光と合わせて観光への考え方への再質問だと思います。道路につきましては、議員が先ほどご発言のとおり、十勝の自動車道の予算凍結が解除になり、今年から着々とまた工事が進み出しております。そしてこの道東はオホーツクから十勝への流れが大きく変わっていくと予想されております。

これも過日自民党の移動政調会のなかでお伺いをして、こちらの方からもこれ今後の展開ということでご要望させていただいたんですが、何とか陸別—小利別のインターを残していただくような取り組みを今後進めていきたいので、関係機関とも協議をしながら運動展開を図りたいということを自民党の方にもお伝えをしております。

なかなか関係市町村と言いますと十勝、それからこの自動車道は期成会という団体が整備促進がなされておりますので、そのなかでの全体のコンセンサスを得ながら活動していかなければなりません。まあ議員のお話のとおり、原則的には1町村に1インターということになっているようですので、陸別の住民の方は陸別の市街の近くにインターを置きたいというのは本心だと思います。昨年来、陸別とも協議をしながらこの話を進めておりますが、なかなかこれでいこうと合意を得る感じではありませんが、粘り強くお話をしながら一緒にこの道路網の整備については広域で運動展開を図ればなど考えております。

三又線のお話もありました。もう通行止めになってから久しくなります。調べましたら、以前これは道道昇格をして、この三国峠に抜ける道をぜひ開通させてもらいたいという本町の要望で大きな運動を起こした時期もありましたが、それから手を下げてもう久しくなります。

先日、私も三国峠の方を層雲峡回りで回って見てきました。本当に大自然のパノラマで、平日用事があるときに寄ったもんですから、今コロナ禍で観光客は多くないんですが、峠で聞きますと土曜、日曜はライダーの方だとか、たくさんアウトドアでドライブだとかツーリングだとかのお客さんがあって賑わいますよというお話もありました。やはり北海道のこの大自然の魅力っていうのは多くの観光客を魅了するもんだなと思います。いずれにせよ、やはり道路や交通網が整備されてなければ、なんぼ来てくれと言っても来れないのも事実です。まああの三又までの道路については今なかなか再整備というのは難しいと思いますが、高速道路小利別インターにつきましては、これからいろんな関係市町村、団体とも協議しながら何とか頑張っていきたいと思っておりますし、小利別インターができることによって置戸だけではなくて、北見市温根湯やそれから旭川に抜ける道、そして遠軽へ抜ける道、この利便性も向上するというような観点からも、多くのご理解を得ながら進めてまいりたいと思っております。

先ほどの嘉藤議員の質問と重複しますが、アオサギにつきましては、まああの多くの方の意見を聞くべきだったのではないかというお話もありましたが、いなくなったわけではなくて、新たな活用先を求めて、まあ今回整備の農村公園のところに持っていかうということで移設を直営で行っております。

新たな観光資源になるということで作者のロベルト・ベッシンも理解いただけるというふうに私は思っておりますし、またこのアオサギやシマフクロウが、この置戸の観光の一つの目玉になるようなことも含めて活躍できるように持ってきたことでありますので、ぜひともご理解いただきたいと思っております。

この鹿ノ子ダム周辺の観光につきましては、先ほど言いましたように、今までいくら投資してきたんだというお話があります。先ほどの質問でも1億円を超える森林体験交流センターでございました。本当にできたとき感動しましたし、置戸もこんな立派な施設があるんだってことで、私も当時素晴らしいなって、置戸はどんな町になってくるんだらうってというような夢を抱いておりましたが、いかんせん利用者が少なくなってきたなかでは管理も行き届かなくなり、そして補修費も捻出できないという現状もありまして、このような結果になっております。

鹿ノ子ダムはですね、まあ自然景観、湖と大きな森林、これは大きな財産であります。最近の観光ではフライフィッシングの団体の方があそこの湖面でフィールドに活躍をしたり、活動したりされております。また許可がなくやってる方もおられるんですけども、このアウトドアブームでキャンパーがお泊りになってるってというような事例も報告があります。やはり自然のなかで人は癒され、そして楽しむ、そしてその需要ってのはこれからも増えていくと思います。できる限りその動向を見極めながら、あまり巨額な投資をせずに、自然を大切とした観光、そして先ほど申し上げましたとおり、ゆうゆを拠点にそこへ行く。そのフィールドへ行って何かするというようなことを考えてまいればいいなというふうに私は思っています。その集中投資の先が勝山温泉ゆうゆだと思っておりますのでご理解賜りたいと思っておりますし、あと一方で多くのサークルや住民の方々が手作りで食のまちづくりに取り組んできました。いろいろないいものを、特産品を作ろうということで取り組んで、少しずつ結実しております。乾燥野菜を作っていただいているお母さんたち、それから今乳製品に取り組みたいという方もヤーコンのほかにおられます。ぜひともそのような方への支援を考えながら、まあ本町の特産品づくりにも力を入れていきたいと思っておりますのでご理解賜りたいと思っております。

○岩藤議長 3番。

○3番 阿部議員〔一般質問席〕 それぞれお答えをいただきました。私なぜこれ、6次計画の、総合計画の冊子を持ってきたかと言いますとですね、この26ページにこういう写真が載っております。29年までですから、これから先8年間実際にはないもの見ることになるわけで、このパンフレットもそうです。ここに体験センターとアオサギが出てます。これも使えませんか。こういうことになるんですね。だから、もしもやるにしても、もう少し計画的なものでなければならぬでしょうし、これほとんどの人知りません、まだ町の人。もちろんそこまで行って見るわけじゃないにしても。突如ゆうゆのところにこれがどっと建ったときにどうなるかなと。そんな驚きが皆さんのなかにあるんじゃないかなというふうに思いますから、できる限り情報は早めに町の人にお知らせいただきたい。このように思いますので、このことを申し上げて私の質問を終わります。

○岩藤議長 次に1番 石井伸二議員。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 それでは通告にしたがいまして、コロナ禍における町のイベントの開催基準について15分ほど時間をいただきたいなというふうに思います。この新型コロナウイルス感染症拡大は変異株の猛威も加わって、各方面に甚大な経済的、それから社会的影響を及ぼしており

ます。これまで小説や映画等のお話が現実のものとなって、我々の住民生活への不安が続いているところでもあります。

まあ、このコロナ禍において感染拡大防止のため町でも大きなイベント等が相次ぎ中止になっております。イベントの協力やお手伝いをする身にとっては、大変楽をさせてもらっているところですが、町の活気が失われ、寂しく感じている町民も多いというふうに思います。今後についてはまだ先が読めません。いつまで続くのか分かりませんが、都道府県知事が非常事態宣言の解除の明確な基準を国に求めているようにですね、町の各イベント開催にあたり、町独自の判断基準を設ける必要があるのではないかと思います。また、その基準に基づいてゴーサインを出した際に、状況に応じた予防措置、最低限の資材の準備、その対応など、今から関係機関や団体等と協議、検討を図っておくべきとも思います。

それから例としてお話をしますが、町の一大イベントである人間ばん馬大会開催に向けて、よもや3年連続中止にはならないのかなというふうに思っておりますが、この2年間のブランクは少なからず影響があると思います。年齢は2つ歳をとり、やあ、昨年だったらできたのに、もしかしたらこうやって動けたのについていうことも多々あるでしょうし、思ってる以上にその人間ばん馬に対するモチベーションというのは下がっているのではないかと思います。そういったことを補う上でも、内容の再検討、縮小を場合によっては復活のための拡大など、対応、対策を今からしっかりやっておくべきだというふうに思います。ほかのイベントも含め町長の考えを伺います。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔登壇〕 石井議員の方からはコロナ禍における町のイベントの開催基準についてということと、後段の方は人間ばん馬大会等への心配、懸念される事項について質疑があったと思います。

まあこの新型コロナウイルス感染症が猛威を振るって以降、私たちの生活は一変しました。これは皆さんご承知のとおりです。町内会活動の中止や団体活動の自粛、制限、そしてお葬式まで大きく様変わりしてしまいました。また、これがコロナが収束する目処が立たないなかでは元に戻るかという議論もあります。後段石井議員がおっしゃられたとおり、2年休んだことは、ある意味楽で良かったねっていう意見も確かにあろうかと思えますし、簡素化した葬式がこれは楽でいいなという声も現実にも上がってるのも事実であります。置戸町においての行事につきましても、夏の一大イベントでありますおけと夏まつりや子ども七夕まつり、各地のふるさとまつり、盆踊り、またこの時期馬力だすべえ祭など、大きなイベントからサークル活動、団体活動、小規模な大会、パークゴルフ大会、さまざまなもの中止をせざるを得ない状況で推移してまいりました。また今後予定する行事についても開催を懸念される行事もまだまだたくさんあります。

以前はイベントが置戸は多すぎて、少しぐらい統合したり少なくすることはできないのかというご意見があった時代もありますが、このようになると、寂しいわ、少しぐらいやらないとだめだわーという声が上がってるのも最近のお話であります。各行事で皆さんの顔が見れなかったり、話が出来なかったり、とても寂しい気持ちになりますということをおっしゃられる方もおります。そして、そういう活動を通じてお互いの近況を気遣ったり、知ったり、そして体調を確認しあったりする、そしてストレス発散ということにもつながっていると思います。

先日ある福祉施設の施設運営されている方からこんなお話がありました。入所されてる人もいろい

ろな外出規制やそれから行事、そういうのができなくなるとストレスが溜まって職員に当たるんだと。その当たられた職員も仲間同士飲み会もできず、ストレスが発散できず、そして私辞めるっていうような事例も出てると。本当にこのコロナっていうのは経済疲弊だけではなくて、精神的にも生活を苦しめているんだなというお話だったと思います。

このような状況のなかで、現在町のイベントや行事、さまざまな事業の実施の可否については、国や道の方針に基づき、置戸町新型コロナウイルス感染症対策本部において実施の可否を判断しております。これは国、道の要綱が、そして解除をされたり発令をされたりするたびに、この会議を開催しておりますが、個別で検討しながら各課でこんな情報があると、これについてはどうだろうということで判断をしております。

また、各業種別に国や関係団体で定めている業種別ガイドラインに沿ったことも実施可能かの判断の基準としております。まあ置戸が独自で基準を設けて、あらかじめ各団体に周知しといた方がいいんじゃないかという議員のご発言もありましたが、まああのそれぞれの事例に応じてですね、判断をしているということが、私はこのような小さな町では一番いいのかなと思います。それぞれのシチュエーションが違いますし、少しずつ事例も違いますので、まあ大まかには国の方針、道の方針にしたがって町の方針をたてていくということで行けば、改めて制定する必要性をあまり感じていないのも事実であります。

議員の質問に後段ありました人間ばん馬の開催についてです。来年もどうなんだろうと言われると本当に私も分かりませんというしかありませんが、7月のまちづくり月記でも書きましたが、まあばん馬大会、本当に笑顔で迎えられたらいいなと思っております。

しかしながら、この感染症の予想はなかなか収束の目処が立っていないなかで何とも申し上げられませんが、この夏まつりはこのコロナの対策以前から運営スタッフの不足や高齢化などから、なかなか今までの人員や規模で開催するのが危ぶまれる声が大きくなってきております。2年連続中止を期に、数年来課題解決に取り組もうと商工会が中心になり、これからの置戸の夏まつり、人間ばん馬大会をどうしたらよいかを考える会を立ち上げました。メンバーは各分野、各団体から中堅層や若手20名ほど集まりいただいて、ここまで4回の検討会を開催しております。

この議論のなかでは本当にできるんだろうかと、この人口が少なくなり手伝う人も少ないなかでばん馬大会を維持できるのかというところの議論から始まりましたが、4回を重ね、なんとかみんなできやろうじゃないかという機運になってきております。しかし、従来どおりのやり方が可能かどうかは、これからまだ議論を進めなければなりませんし、この議論を実行委員会、多くの方に協議いただいて、今後の在り方を進めたいと思いますが、感染症が開ければ来年は人間ばん馬大会をぜひとも開催できるように取り進めてまいりたいと思います。予算や運営体制の話し合いについても今後詰めていかなければなりませんが、予算編成の時期にもまもなくってまいりますので、ピッチを上げながら詰めてまいりたいと思います。

先ほどまちづくり月記のお話をしましたが、7月号で私はこう書きました。伝統を守るっていうことは大事で、形を変えずに維持していくということも大きなエネルギーが必要ですし、皆さんの協力がなければここまで続いて来ませんでした。しかし、いろいろな世の中の変化のなかで、形が変わっていったり縮小したりすることは、これは必然であろうと思っています。そのなかで大事なことは、

守っていかなければならないことというのは、そのポリシーやそれから情熱、感動を伝えることが大きな伝統になるんだろうなと思います。

私は今回、七夕まつりの代わりに花火大会が開催されたあとに高齢者のお年寄りから怒られました。あんな綺麗な花火すんならもっと宣伝しなさいよっていうことを言われたんですけども、コロナもあって町内にはもっと宣伝してもよかったかなとは思いましたが、町外にはなるべく新聞にも載せずにやりましたので、それでも本当に綺麗だったというお話でした。この笑顔がですね、来年はイベント、七夕まつりも含め、馬力だすべえ祭、人間ばん馬で、この笑顔でお会いできる日が来ることを信じて私はこれの準備に入っていきたいと思いますし、多くの皆さんの議論をいただきながら実現に向けて進めてまいりたいと思います。

一番最初に言いました。コロナで時代は大きく変わっていくと思います。形は変わってもそこにある町の人たちの笑顔が素晴らしいねと、そして思い出がよかったねという、そんなまちづくりを進めてまいりたいと思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 非常に本当先が読めないなかで、逆に答弁を求めるのは大きな間違いだったのかなというふうにも思うんですが、やはりあの心配しているのは意外とあの人間ばん馬大会ってというのは年度はじめに近い方ですよ。そういったなかで結構準備の期間にも非常に時間がかかる。2年休んだことにより、なおさらその準備期間っていうものが長く必要になってくるのかなと。もちろんこれは早いスタート、やるということを早く決めないとならないんですけども、そういった意味でちょっと少しあの道や国の基準よりも少し緩和した状態で独自の部分で強引にやってもいいのかなっていうような思いがあったもんですから、ちょっとその基準について最初にお話をさせてもらいました。

あとそれからですね、まあ先ほど澁谷議員からのお話がありました置戸高校の人間ばん馬への参加です。まあ学校祭も兼ねて高校生レース、またよさこい等、こうやって踊っていただいて花を添えていただいておりますが、現在の置戸高校生徒30名ちょっとですね、来年の入学者数によって倍にもなってくれると非常にありがたいんですが、少ない生徒のなかでこれまでどおり置戸の人間ばん馬に参加していただけるのかどうかっていうことは、ちょっと早めに相談をした方がいいのかなと。来年3年生になる生徒は、これまでばん馬の経験もなく、非常に置戸の思い出を作れなかったということが、こうやって残念に思ってるわけですが、まずは置戸高校だとか関係してる団体等に今一度ばん馬大会についてご相談をしていただきたいなというお話と、役場の新人職員も夏まつりやほかのイベントの経験がない方がおります。2年間のうちに人事異動もありました。きっとまた再開をするという点においてはすごい戸惑いがあるのかなと、そういったことを想像します。

先ほども町長もおっしゃられたとおり、実行委員会という部分において従前のような組織づくりはきっとできないだろうなと。そういうこうやって心配をしたなかで開催をするっていうことが極力ないように関係機関とどんどんあの協議をしていって、みんな笑顔でやれる人間ばん馬大会、ほかのイベントができるようにやってほしいなというふうな思いがありますので、お願いをして私の質問を終わらせていただきます。何かありましたら。

○岩藤議長 町長。

○深川町長〔自席〕 独自基準の意味は、なるべく早めにそういうことを、方針を出した方が準備に手間取るからということであれば、本当にそのとおりだと思います。2年間休んだこのブランクっていうのはやはり大きかったと思います。先ほど、私の答弁のなかでもこの検討委員会で話し合われた内容がまああと1回、2回開かれると思いますが、その後実行委員会の前に企画委員会に上げられて、企画委員会でまた協議されて、実行委員会の場で来年度の開催に向けてという議論が進められるように取り進めてまいりたいと思いますし、その実行委員会のなかには高校をはじめ、いろんな機関の方々も入っておりますので、そのなかで開催を、コロナのことはちょっとさておいても、開催に向けて進めてまいりますということを早めに周知を図っていきたいと思います。

主眼は違うかと思いますが、置戸高校の方に昨年卒業式に行ったときに、生徒さん、それから校長先生ともお話ししました。生徒さん置戸町にすごく感謝してるということがありました。ただ町の人と触れ合う機会がこのコロナを通じて、まあおまつりもそのひとつでしょう。あのなくてそれが残念だったと。これが支援対策協議会になかでも話題になって、少しでも置戸を知ってもらおうということで、温泉に招待してはどうかと、そんなこともあって博愛寮に入ってる生徒を定期的に温泉に入れるような協力をいただいたりもしております。まあ、あの置戸高校の方では地域とのつながりということを重要視しているということも校長先生からお話いただいておりますので、まああのおまつりが開催できるようになれば、積極的に参加していただけるようになると私は今のところ思っておりますので、そこら辺の配慮も含めて、早めに、早めに行動を取っていきたいと思います。

○岩藤議長 1番。

○1番 石井議員〔一般質問席〕 よろしく願いをいたします。最後に3回目のワクチン接種を期待をしながら私の質問を終わりたいと思います。

○岩藤議長 これで一般質問を終わります。

しばらく休憩します。2時40分から再開します。

休憩 14時25分

再開 14時40分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 3 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙
における選挙運動の公費負担に関する
条例の制定についてから

◎日程第 11 議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計
補正予算（第1号）まで

————— 9件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第3 議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから日程第11 議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算（第1号）までの9件を一括議題とし、これから質疑を行います。

議案の順序で行います。

〈議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の
制定について〉

○岩藤議長 まず、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に
関する条例の制定について。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 選挙公営の基本的な考え方ということで、説明資料の下の方の2番目に、供託金の
没収者ということが出ておりますけど、その対象になる人の何か数字と言いますか、どうなった場合
の没収ということの要件が分かれば教えていただきたいと思います。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 公職選挙法に定められている、没収点という考え方ですが、有効投票数割る議員定数。
うちの場合は8人なので、有効投票割る議員定数8人掛ける10分の1以下の得票数だった場合には、
要は没収点となりますので公費負担ができないということになります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 非常に選挙のなかで、ポスター等に証紙でしたか、貼るといようなことを行った
と思うんですけども、選挙用ビラについて、やはりちっちゃい証紙っていうものを貼らなければなら
ないということによろしいのかということと、あくまでもこれは置戸町の一般財源から支出されるものなの
か、お聞かせ願います。

○岩藤議長 総務課長。

○鈴木総務課長 すいません。ビラの証紙については、資料を持ち合わせてないので、後ほど調べて回
答したいと思います。あと、選挙の費用につきましては、当然、町議会選挙と町長選挙は町独自の選
挙になりますので、全額単費持ち出しということになります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する
条例〉

○岩藤議長 次に、議案第38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等
に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 今回の改正です、情報サービス業者等という欄が新規にあります。これの関係についての内容をもう少し具体的に教えていただきたいのと、農林水産物等の販売業者というのもありますけども、その内容、実は、加工等とか通常の販売の物でないというようなお話もありましたけど、その辺のところをもう少し詳しくお知らせください。

○岩藤議長 町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 今回の条例の改正につきましては、過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例ということで、今回、可決いただきました置戸町過疎地域持続的発展市町村計画の16ページに記載しております産業振興促進区域において、振興すべき業種として定められた事業の用に供する設備について固定資産税の課税を免除するものでございます。

議員お尋ねの業種につきましては、今回、対象業種につきましては、従来の製造業、旅館業、農林水産物等販売業に加え、新たに情報サービス業等が追加となったものでございます。製造業につきましては、製品、製造、工場等における設備の償却資産及び事業の用に供する建物、土地が対象となります。農林水産物等販売業におきましては、地域において生産された農林水産物を原料もしくは材料として、製造、加工、調理したものを店舗に置いて、主にほかの地域のものに販売することを目的とする事業。詳細というか、例を申し上げますと、観光客向けの販売所、農家レストラン、水産加工等の小売業が対象となります。また、情報サービス業等におきましては、ソフトウェア業ですとか、サービス運営業、コールセンター業などが対象となります。旅館業につきましては、本町におきましては、ゆーゆのコテージ等が簡易宿所ということに該当になりますが、置戸町の施設ということで固定資産税につきましては課税されておりませんので、置戸町の旅館業としては、現在、対象はございません。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 関連ですけど、課税の免除は3年間って聞いたんですけど、間違いはないですか。3年間ってというのは、課税免除期間が3年ということでしょうか。

それと、もう1点、具体的に情報サービス業のですね、課税客体となる土地や建物は償却資産が課税客体だけど、具体的にどんなものを行っているんだろう。例えば、情報サービスということ言えば、いわゆる高速通信回線の、なんて言うんだろう、中継局だとか、あるいは電線網って言うのかな、光ファイバー、そういうのも課税の対象になるということですか。課税客体の対象ということになるんでしょうか。

○岩藤議長 町民生活課長。

○渡邊町民生活課長 まず、お尋ねの対象期間ですが、3年間ということで、令和6年3月31日までに設備投資したものについて対象となります。具体的な対象設備の例なんですけれども、例えば、製造業であれば、電気設備、それから空調設備、給排水設備等が対象となります。また、家屋、その設備を設置するための家屋。また、その設備を設置するための土地を購入して建物を建てて設備を対象とする場合、土地を購入してから1年以内であれば土地についても対象となります。通信業につきましても、詳しいことは今こちらで業種的にも置戸町にはないんですけれども、その事業を行うための設備に対して、500万円以上の設備、償却資産に対して該当となります。すいません。情報の部分の詳しい設備の内容が今申し上げられないので、後日、お伝えするようにいたします。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例〉

○岩藤議長 次に、議案第42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第3号)〉

○岩藤議長 次に、議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第3号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第3号)、6ページ、7ページ、歳出から進めます。

3. 歳出。2款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 この一番上段の、負担金及び交付金の中の民間賃貸住宅のですね、補助金2,600万円の、この説明が2件についてあったんですけど、ちょっとスピードが速くてこっちで書き取れなかったんですね。申し訳ないけど、もう1回、金額とか、交付対象の要件ですか、教えてください。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 それでは、改めましてなんですけど、この民間賃貸住宅建設促進事業補助金の内訳でございますけれども、申込件数は2件を想定しております。内訳といたしましては、1LDK3戸分。対象経費を4,147万円程度と見込み、これは町内業者施工を想定いたしまして、補助率を30%の1,244万円としております。もう一つは、4LDK1戸分と3LDK3戸分。対象経費

を5,652万円と見込み、こちらは町外業者施工を想定いたしまして、補助率は24%、1,356万円。合わせまして、2,600万円を補助金として計上いたしました。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、先ほどの議案第37号、補足説明、総務課長お願いいたします。

○鈴木総務課長 先ほどビラの配布に証紙が必要かというご質問でしたが、本町の選挙事務取扱規程で、ビラにつきましては、証紙は貼らなければ配布することはできないということで規定をしておりますので、配布する場合は、証紙を貼っていただく形になるかと思えます。

○岩藤議長 よろしいですか。それでは、次に進みます。

別冊事項別明細書(第3号)、8ページ、9ページ。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 6ページ、7ページなんですけど、地域おこし協力隊、先ほどから4名配置したということなんですけども、配置するって言うか、なんて言うのかな、どこで誰が何をしているのか、その辺詳しく説明してほしいと思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 今年度採用を決定いたしました隊員の内訳でございますけれども、オケクラフトのプロモーション隊員1名。主に活動といたしましては、オケクラフトの社団さんの方で、まず、オケクラフトのPRをしていただこうと考えております。それから、ツーリズムクリエイターとして1名。こちら、置戸町をフィールドとしながら活動をしていただくという方でございます。それからネイチャーガイド兼集落支援員として1名。こちらは勝山温泉ゆうゆのフィールドとして、また、それから想定といたしましては、勝山地区の集落支援員として活躍していただきたいなと思って1名予定をしております。それから地域アクティビティ推進員として1名でございます。この計4名でございます。具体的にですね、これから隊員の方が見えてから活動の内容については詰めさせていただこうと思っておりますが、今の現段階として、この4名を採用しております。決定をしております。

○岩藤議長 2番。

○2番 小林議員 最後の1名がちょっと分からなかったんですが、この4名のうち、今何人置戸にいるんですか。これから入る人もいるの。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 今現在、隊員としてしているのは、社会教育課にいらっしゃいます池田隊員。そして今、4月に採用した齊藤隊員。2名今現在活動をしております。この今回、内定をしております4名につきましては、1人が10月1日から活動をする、来ていただくという予定でございます。残り2名が11月1日から。そして、最後1人でございますけれども、新型コロナウイルスワクチンの接種の状況でございますということで、隊員本人の方から、その接種が済んでからということでございますので、ちょっと時期の方としては、まだ未定ではございますけれども、そのような形になっております。地域アクティビティ推進員として1名ということなんですけども、こちらは観光と観光を中心としたフィールドで活躍していただこうと思っております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

8ページ、9ページ。

3項戸籍住民登録費、4款衛生費、1項保健衛生費、2項清掃費。5款労働費、1項労働諸費。
質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

10ページ、11ページ。

6款農林水産業費、1項農業費、2項林業費。10款教育費、2項小学校費。
質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 新型コロナウイルス感染症対応にあれする、小学校の部分ですね、135台のタブレット。これはゆくゆく校外に持ち出して、例えば、自分の家に持ち帰ってオンライン授業をする。昨日、一昨日の新聞でしたか、結構家に持って帰ったとしてもタブレットを使えない環境の人があって、結構格差がある。それじゃ当たり前な、なんて言いますかね、オンライン授業ができないってような状況というのがあるというふうに思うんですけども、小学校、中学校も含めて、どれぐらい対応されている家庭があるのか、把握しているのか、お知らせください。

○岩藤議長 学校教育課長。

○大戸学校教育課長 各家庭における通信環境の整備状況なんですけども、昨年アンケートを行っております。その結果、約1割がまだ未整備、ネット環境にないということで、そのなかで今現在、光ファイバーを埋設している地区も含まれておりますので、おそらく今年度中には皆さんの家庭でそのような環境に整うかと思えます。夏休みを前後にして、各小学校、中学校に今年度を目処に各家庭で通信環境を整えてくださいというお便りは、各家庭には配布しております。ですので、今年中にすべてを環境を整えて、実際、家庭に持ち帰ってオンライン学習になる場合を想定するのは、来年度からを想定しております。ただ、今回コロナ交付金を活用しまして、前倒しで先に環境だけを整えて、いつ何時、家庭に持ち帰らなくても公民館でやったり、学校の密を避けるために各出先でそのようなオンライン授業というのも十分考えられますので、そういう意味を含めまして今からセキュリティだけはやっていこうというふうに措置をしたものです。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

4番 佐藤議員。

○4番 佐藤議員 農業費の補助金の畑作転換事業補助金、3,500万円の関連なんですけど、ちょっと確認なんですけど、これは総事業費から消費税分を除いた部分について、道と町が2分の1ずつ補助するというございますね。そうするとね、基本的には受益者負担というのは、消費税分10分の1、総体の10分の1、それだけってことなんですか。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまの畑作構造転換事業の補助金の負担の関係についてでございます。ただいま議員からお話があったとおりですね、総事業費から消費税分を除いた補助対象経費、これの2

分の1をそれぞれ負担をします。2分の1をまず町が負担します。その先に申しあげましたとおり、消費税分、いわゆる10分の1、金額にしますと717万3,073円になりますけども、これが受益者負担、個人負担ということになります。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

1番 石井議員。

○1番 石井議員 つかぬことをお伺いしますけども、林業・林産業振興に要する経費。オリンピックの選手村で使った材料、これを送ってもらってどこに保存するのか、お聞かせを願いたいと思います。

○岩藤議長 産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 ただいまご質問にありました林業・林産業振興に要する経費のオリンピックに提供した材の返却に係る保管場所というご質問かと思えます。ただいま最終的にここだよという決定はしていないんですけども、すべて乾燥材ということですね、十分に乾燥がされていると。主に床材として使用されているものが多いということなものですから、中里の町有の倉庫、こちらの方を今予定をしているところでございます。長期的には、一番長いものでも、3メートル60が一番長いものでありますので、12尺が一番長いので、それからどんどん短くなっていくということでございますので、それぐらいのスペースで十分置き場所というのは確保できるかなと現段階では考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

先ほど地域おこし協力隊についての答弁修正があるそうです。

企画財政課長。

○坂森企画財政課長 小林議員からいただきましたご質問に対して、一部誤りがございましたので、お詫びして訂正をさせていただきたいと思えます。4名の隊員が採用を予定しております。勤務地につきましては、一人は森林工芸館を想定しております、この方は、オケクラフトプロモーション隊員でございます。この方は、10月1日から活動を予定しております。ツーリズムクリエイター、ネイチャーガイド兼集落支援員の2人につきましては、11月1日から。先ほども申しあげましたとおり、観光を中心とした活動をしていただくということと、地域に根ざした集落を支援という形で活動をしていただく方でございます。もう1名、地域アクティビティ推進員。こちらは観光でと言いましたが、具体的には、勝山温泉ゆうゆを考えております。こちらの方につきましては、職場の事情がありまして、実は、採用は内定をしておりますが、活動として開始できるのが令和4年4月1日からになっております。以上、4名の今現段階では4名の隊員を内定をしているところでございます。以上、お詫びして訂正いたします。

○岩藤議長 産業振興課長から訂正があります。

産業振興課長。

○五十嵐産業振興課長 補足という形で、先ほど佐藤議員からご質問いただいた部分なんですけども、ちょっと言葉足らずで誤解を招いたかもしれないです。申し訳ございません。2分の1それぞれ町費で負担するんですけども、その部分については、そっくり道費として歳入で入ってきますので、現実的には町費の負担というのは、ないということでご理解いただければと思います。

○岩藤議長 4番。

○4番 佐藤議員 と言うことは、残り補助残の2分の1は、受益者負担ということですね。私は、2分の1道費で、2分の1町費だから残りが、なんて言うのかな、消費税だけしか残らないから、それは受益者負担かという、そういうあれだったんですけど、そうじゃなくて、あくまでも全体事業費の2分の1が道費負担、その残り分は、あと受益者負担ということですね。分かりました。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次のページへ進みます。

12ページ、13ページ。

3項中学校費、5項保健体育費。

7番 嘉藤議員。

○7番 嘉藤議員 社会体育振興に要する経費ということで、大会への参加ということでありましたけども、ゲートボールの関係は、全国大会は中止になったというお話でございました。あとバレーボール少年団の関係はまだ残ってはいますけども、ちょっと関係者に聞いたら、まだ中止の知らせもないし、そのままの予定をしているということでもありますから、このバレーボール少年団始まって初めて全道大会ということですので、ぜひとも協力していきたいというふうに考えています。

○岩藤議長 社会教育課長。

○須貝社会教育課長 今、バレーボール少年団につきましては、今までで一番調子がいいというところですので、そういった部分に応援のメッセージも添えて奨励金を使ってですね、移動も福祉バスを活用し、奨励金につきましては、宿泊料がメインになってきますけども、そこを活用して頑張ってきていただきたいと考えております。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入へ進みます。

4ページ、5ページ

2. 歳入。10款地方交付税。12款分担金及び負担金、2項分担金。14款国庫支出金、2項国庫補助金。15款道支出金、2項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第44号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第44号 令和3年度置戸町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。5款繰入金、2項基金繰入金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、次の議案に移ります。

〈議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)〉

○岩藤議長 議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)。

第1条 歳入歳出予算の補正は、別冊事項別明細書(第1号)、4ページ、5ページ、下段の歳出から進めます。

3. 歳出。1款総務費、1項総務管理費。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、上段の歳入に進みます。

2. 歳入。3款繰入金、1項他会計繰入金。7款道支出金、1項道補助金。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、歳入歳出を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、議案第37号から議案第45号までの9件を通して質疑漏れはありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、ここでしばらく休憩します。

意見調整を行いたいと思いますので、議員は議案持参の上、議員控室の方へ移動願います。説明員は、そのまま自席でお待ちください。

休憩 15時12分

再開 15時20分

○岩藤議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第37号から議案第45号までの9件を通して質疑漏れはありませんか。

2番 小林議員。

○2番 小林議員 予算の関係でちょっとお聞きしますが、先ほども地域おこし協力隊の関係でお聞きしましたが、それぞれなんて言うのかな、役割分担とか名前とか、それからどこに所属してどういう仕事をするのか。役割分担も含めてですね、何か一覧表にした名簿を提出していただきたいというふうに思います。

○岩藤議長 企画財政課長。

○坂森企画財政課長 実を申しますと、まだ1名ですね、面接をして採用するか否かというところがこれから予定されているのが1件ございます。正式にですね、決定をして、その方たちのミッションも含めて明確になった暁には、そういったものの資料をご提出させていただきたいと思います。

○岩藤議長 ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの9件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで、議案第37号から議案第45号までの9件について討論を終わります。

これから、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてから議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの9件を採決します。

議案の順序で行います。

まず、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についての採決を行います。

議案第37号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第37号 置戸町議会議員及び置戸町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第38号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第38号 置戸町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第39号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第39号 置戸町情報公開条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第40号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第40号 置戸町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第41号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第41号 過疎地域の指定に伴う固定資産税の課税の特例に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例の採決を行います。

議案第42号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第42号 置戸町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの3件を一括して採決します。

議案第43号から議案第45号までの3件については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、議案第43号 令和3年度置戸町一般会計補正予算(第3号)から議案第45号 令和3年度置戸町簡易水道特別会計補正予算(第1号)までの3件については、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 決議案第1号 事務検査に関する決議

○岩藤議長 日程第12 決議案第1号 事務検査に関する決議を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

4番 佐藤勇治議員。

○4番 佐藤議員〔登壇〕 ただいま議題となりました決議案第1号 事務検査に関する決議について、

趣旨の説明を申し上げます。

本案は、9月15日の本会議において、決算審査特別委員会に閉会中の継続審査として付託され、令和2年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算の認定について、委員会における審査に万全を期するため、地方自治法第98条第1項の規定により、関係書類の提出を求め事務検査を行うことができるよう提案したものであります。

決議の内容であります。1. 検査事項は、令和2年度置戸町一般会計・各特別会計歳入歳出決算に関する事項。

2. 検査方法、検査方法は、(1) 関係書類及び財産に関する書類等の提出を求める。(2) 検査は、決算審査特別委員会に付託して行う。

3. 検査権限、本議会は、1に掲げる事項の検査を行うため、地方自治法第98条第1項の権限を決算審査特別委員会に委任する。

4. 調査期限、決算審査特別委員会は、1に掲げる検査が終了するまで閉会中もお検査を行うことができる。

以上の内容による決議であります。よろしくご審議の上、ご賛同いただきますようお願い申し上げ、趣旨の説明を終わります。

○岩藤議長 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、決議案第1号 事務検査に関する決議を採決します。

決議案第1号については、原案のとおり決定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○岩藤議長 起立多数です。

したがって、決議案第1号 事務検査に関する決議については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 意見書案第6号 安全・安心の医療・介護の実現
と国民のいのちと健康を守るた
めの要望意見書から

◎日程第17 意見書案第10号 道教委「これからの高校づくりに
関する指針」を抜本的に見直
しすべての子どもにゆたかな学
びを保障する高校教育を求める
要望意見書まで

————— 5件 一括議題 —————

○岩藤議長 日程第13 意見書案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書から日程第17 意見書案第10号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書までの5件を一括議題とします。

お諮りします。

意見書案第6号から意見書案第10号までの5件については、置戸町議会会議規則第38条第2項の規定により趣旨説明を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

よって、意見書案第6号から意見書案第10号までの5件については、趣旨説明を省略することに決定しました。

これから、意見書案第6号から意見書案第10号までの5件について一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 なければ、これで質疑を終わります。

これから、意見書案第6号から意見書案第10号までの5件について一括討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書から意見書案第10号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書までの5件を一括採決します。

お諮ります。

意見書案第6号から意見書案第10号までの5件については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第6号 安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための要望意見書から意見書案第10号 道教委「これからの高校づくりに関する指針」を抜本的に見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める要望意見書までの5件については、原案のとおり可決されました。

◎閉会の議決

○岩藤議長 お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

したがって、置戸町議会会議規則第6条の規定によって本日で閉会したいと思います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○岩藤議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

◎閉会宣言

○岩藤議長 これで本日の会議を閉じます。

令和3年第5回置戸町議会定例会を閉会します。

閉会 15時35分